

＜施設養護における子どもの権利のための指針＞

—A Guideline of Children's Rights for Residential Care —

児童養護の実践指針

(第5版・案)

2024年6月 全国児童養護問題研究会 第51回全国大会

全国児童養護問題研究会「児童養護の実践指針」改定について

はじめに

全国児童養護問題研究会（以下、「養問研」）は1971年の発足以来、施設等で生活する子どもの主体的かつ豊かなそだちあいと権利の保障を軸に、研究と実践の共有を重ねてきました。1986年からは「児童養護の実践指針（以下、「当指針」）」を、その成果に基づいて「子ども版実践指針」を取りまとめました。

1994年に日本が「国連・児童の権利に関する条約（以下、「権利条約」）」に批准¹⁾したことも踏まえ、1997年には両指針を改定しました。一方でこれ以降、日本の社会的養護に関わる法制度も大きく変容を始めます。

1997年改正児童福祉法では、児童養護施設の目的に「自立を支援」することが明記されました（第41条）。翌年には児童自立支援計画書の策定が義務付けられ、さらに2004年改正の同法では「退所した者に対する相談その他の自立のための援助」が加えられています。2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、以来虐待の相談件数は増加の一途です。市民には虐待通報の義務が課せられ、子育て家庭を取り巻く環境は支え合いよりも監視の機能が強化されています。そのような中、出生数の低下には歯止めがかかっていません。

2009年に国連で「児童の代替的養護に関する指針」²⁾が採択され、社会的養護に関わる国際標準が示されました。2014年に国際ソーシャルワーカー連盟は「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」³⁾を採択しています。

2012年に国は「児童養護施設運営指針」を発出し、2014年には『児童養護施設運営ハンドブック』⁴⁾を発刊しました。

2017年改正児童福祉法では第1条に「児童の権利に関する条約の精神」、第3条の2に「保護者を支援」が明記されました。同時に社会的養護自立支援事業が始まり、22歳年度末までの入所支援継続が可能となっています。同年、国が「新しい社会的養育ビジョン」⁵⁾を発出し、里親委託や特別養子縁組の数値目標とともに児童養護施設等には高機能化および多機能化・機能転換が求められ、議論を呼びました。

2023年にこども家庭庁が開設、こども基本法が施行されました。「こどもまんなか社会」が標榜されますが、その具体策は未整理であり、実践者や研究者等による議論や検討、発信が不可欠です。

2024年改正児童福祉法では、予算事業であった社会的養護自立支援事業が、児童自立生活援助事業に位置付けられ、22歳年度末という入所支援継続の年限が撤廃、併せて一度支援から離れた者への支援の再開が可能になっています（第6条の3の1）。退所者支援の拠点も、社会的養護自立支援拠点事業として法律に位置付けられました（第6条の3の16）。また意見表明等支援事業（第6条の3の17）が、権利条約批准から実に30年を経て明記さ

れました。

非常に多岐にわたる法改正ですが、これらが真に子ども等の権利としての社会的養護を実現するための礎になるのかは、今後の私たちの取組にかかっていると考えます。すべての施設等で隔たりなく子どもや退所者等に必要な支援が届くことを目指し、当指針を改定します。

編集に際しては、これまでの当指針における子ども等の権利を軸とする理念を踏襲しつつ、権利条約、「児童の代替的養護に関する指針」、「ソーシャルワークのグローバル定義」等を参酌しています。昨年の全国児童養護問題研究会第 50 回全国大会に引き続いて第 51 回大会で報告し、同大会中総会での採決を目指しています。皆様からの忌憚のないご意見をお待ちしています。

-
- 1) 「国連・児童の権利に関する条約」1989年11月20日に国連総会採択決議、1990年9月2日に発効。日本は1994年5月22日に批准（158国目）・発効。資料編に掲載
 - 2) 「児童の代替的養護に関する指針」2009年12月18日国連総会採択決議。資料編に掲載
 - 3) 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」2014年7月国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会および国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会採択。資料編に一部掲載
 - 4) 「児童養護施設運営指針」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 2012年3月29日、『児童養護施設運営ハンドブック』厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 2014年3月
 - 5) 「新しい社会的養育ビジョン」新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017年8月2日

目 次

- [1] 社会的養護の役割と課題
- [2] 目的
- [3] 実践指針
 - A. 施設養護の原則
 - B. 児童等支援
 - C. 職員育成
 - D. 施設運営
- [4] 資料
 - 国連・児童の権利に関する条約
 - 国連・児童の代替的養護に関する指針
 - IFSW・ソーシャルワークの目的
 - 厚生労働省通知「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」
 - 児童養護施設等に関する近年の新規事業等の概要と現状
- [5] 計画書フォーム等サンプル
 - 児童自立支援計画書、アセスメント票
 - 自立支援アセスメント票・計画書記入要領
 - 退所後援助実施要項、退所後援助計画書
 - 社会的自立に向けたアセスメント指標、アセスメントシート、計画書

[1] 社会的養護の役割と課題

社会的養護は、何らかの理由で親と生活できない子どもを国の責任で保護・養育する仕組みです。児童養護施設や里親等のもと、全国で4万2千人程の子ども等が生活しています。対象は18歳未満で、都道府県等の措置による入所等支援は20歳までの延長ができません。

2017年から社会的養護自立支援事業によって、措置解除後22歳年度末までの入所等支援継続も可能になりました。更に2023年からは、22歳年度末の年限が撤廃、一度支援から離れた後も必要に応じて入所支援の再開ができるようになっています。

国の法制度の拡充が進む一方で、支援の内容や継続の在り方等、施設間のバラツキが拡大しています。現状、子どもが施設入所の如何や、どの施設に入所するかを選べない中で、このようなバラツキは解消・緩和されなければなりません。長く課題であった若年・低学歴で強いられる「自立」は、取組次第で改善できるようになりつつあります。

少子化が進む一方で、2000年の児童虐待の防止等に関する法律施行以降、特に都市部において未だに施設入所は逼迫しています。「児童虐待」というレッテルは、入所後の親子交流の敷居を上げ、交流の機会や家庭復帰は2000年以前と比較して大きく減っています。全ての子どもにとって、親の存在やその関係はかけがえのないものです。これらを隔てることには慎重にならなくてはなりません。

また、子どもは保護の名のもとに「家庭」「学校」「地域」を一度に奪われます。このことが与えるダメージは甚大であり、地域社会や私たち社会的養護の担い手は重く受け留める必要があります。私たちが培った子どもや家族と関わる技術や、様々な資源を地域社会に動員することで、子どもの地域生活の連続性や主体性を保証できる可能性があります。

2024年施行の改正児童福祉法では意見表明等支援事業、いわゆる「子どもアドボカシー」が創設されました。これまでの社会的養護は支援の開始や内容、終了に子ども自身の意思が十分に反映されてこなかった背景があります。今後はまず子どもの意思が十分に形成された上で、表明と実現が支えられる必要があります。2022年からは成人年齢が18歳に引き下げられました。つまり、高校卒業時点でほぼ全ての入所者が成人を迎え、親権から離脱しています。こうした入所者への支援が、本人不在で決定されることがあってはなりません。

社会的養護のもとで生活する多くの子ども等に共通する課題として、自尊感情や将来展望の不足があります。物品の所持、交流・体験の機会、余暇の自由等が施設で生活するが故に制限されることがあれば、これをさらに悪化させてしまいます。施設での生活が子どもにとって回復の基盤となるため、私たちは養育・支援の在り方を不断に見つめ直さなければなりません。

社会的養護に携わる私たちの使命を端的に述べれば、①可能な限り子どもが慣れ親しんだ地域での主体的生活を尊重すること、②施設入所等に至ったならば、子どもの回復や展

望の獲得を最大限に保障すること、③養護問題の世代間連鎖を、目の前の入退所者で終わらせることだと考えます。

[2] 目的

本指針は、前項「社会的養護の役割と課題」を踏まえ、子ども等や家族の権利としての社会的養護の実現を目指します。社会的養護は旧来より、家庭が何らかの事情で十分に機能しないと判断された場合における代替的・消極的・限定的なシステムとして存在してきた観があります。これらの下にある子ども等の多くが、社会に出た後も含めて不安定な生活を強いられています。

このことは、関係者のみならず社会全体で受け留め、改善すべきと考えます。社会的養護のもとで生活する子どもには何ら責任がないにも拘わらず、家庭を離れるか否か、どの施設等で生活をするかなどを殆どの場合自己選択・決定できていません。たまたま入所した施設等によって、受けられる支援に格差があることは看過できません。

本指針は、社会的養護の基底としてソーシャルワークの理念や方法論を用います。社会的養護は、目の前の子ども等への日々の養育を如何に行うかに留まりません。子ども等を中心に家族、地域、関係機関、社会への働きかけを不断に行うとともに、常に社会変革を視野に入れます。

社会福祉士教育課程等では、ソーシャルワークとケアワークを明確に峻別すべきとする見解があります。しかし本指針においては、これらは不可分で地続きのものと考えます。子ども等との日々の関りは常に家族、地域、関係機関、社会とのかかわりと齟齬なく、関連付けられる必要があります。

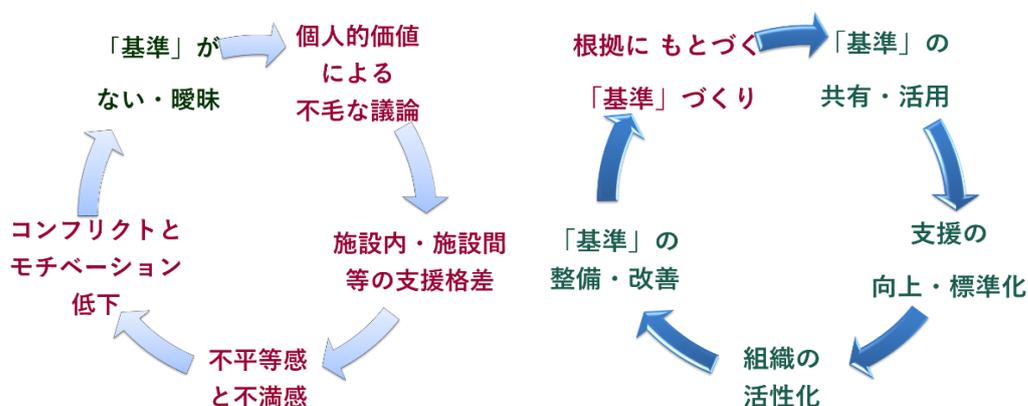
本指針は当会会員のみならず施設関係者や教育機関、学生をはじめ広範に頒布し、社会的養護や子ども・若者・家庭支援に資することを目指します。支援対象者は、入所児童に限らず、一時保護や短期利用（ショートステイ等）、地域で生活する子ども、18歳を超えて入所を継続する、あるいは退所した青年等に広く適用されることを想定しています。

これまでの社会的養護は、私的な家庭養育の代替という性質が強いものでした。法的・科学的な根拠に基づくソーシャルワークというよりも、支援者個々人の養育観や価値観、経験則に依拠するところが多かったことは否めません。これは図-1のバッドサイクルにあたり、支援の格差や子ども等と支援者あるいは支援者間の不調和につながります。

社会的養護が公的な福祉であり、権利として実現されるためには、普遍的な根拠や理論に裏打ちされる必要があります。同図のグッドサイクルを目指すことが、本指針の最大の目的です。

とはいえ、社会的養護における普遍的な根拠や理論というものは容易に形成されるものではありません。永続的に用いるべきものもあれば、時代と共に変化すべきものもあります。本指針は、当会が現時点で最適と考える内容を示します。これらは今後、不断に点検・修正・発展されることを期待します。

図-1 バッドサイクルからグッドサイクルへ



[3] 実践指針

A 施設養護の原則

1. (安心・安全の確保)

いかなる暴力や排除もない、安心して安全な生活環境を確保します。施設・職員は一貫性

のある支援と継続的な関係性を用いて、子ども等の生活基盤を整えます。

2. (無差別平等、多様性の尊重、最善の利益の保障、発達の確保)

人種、出自、障害、性別、セクシュアリティ等、あらゆることに対する差別をなくし、多様性を尊重します。常に子ども等の最善の利益を考慮し、可能な最大限において発達を確保します。施設運営上の効率がこれに優先することのないよう、不断に点検をします。

3. (人としての尊厳にふさわしい生活と支援、人権とプライバシーの尊重)

子どもの尊厳と人権を守り、ひとりの人間としてふさわしい生活支援を行います。特にプライバシーについては、慎重な配慮を払います。居住スペースは清潔に保たれ、中学生以上には個室を用意する等の配慮をします。

施設の生活環境・生活諸条件と支援の内容は、地域の子どもの生活水準を下回らないことが必要です。施設で生活すること故の不利益は不断に取り除きます。

4. (自尊感情の回復 「治療モデル」から「生活モデル」「ストレングスモデル」へ)

多くの子どもたちは、施設入所に至る経過の中で少なからず自尊感情を阻害されています。支援の全般を通じて、これをさらに傷つけるようなかかわりをなくし、回復に努めます。

子どもの人格を否定するような叱責や処罰的対応は、徹底して排除しなくてはなりません。日常の小さなことであっても、成長に気づき、それを子どもと共有していくことが欠かせません。

精神科医療の利用、向精神薬の服用が頻繁に見られます。これらはいわゆる「治療モデル」であり、子どもの自尊感情や成長を直接支えるものではありません。むしろ、有害な場合もあり、慎重な対応が必要です。これらが強要されることは決してあってはなりません。

「治療モデル」は必要最小限に留め、子どもを生活の主体者ととらえる「生活モデル」、もっぱら強みに着目し支える「ストレングスモデル」を最大限に用います。

5. (個別性と個性の尊重、自己実現・社会的人格形成への支援)

生活の全体において個別の発達課題を認識し、子どもとの間で確認をし、支援にあたります。これらは年齢や学年で一律のものではなく、個々の最近接領域の課題（現在の発達状況に最も近く、支援によって達成が見込める課題）がアセスメントされなくてはなりません。多様な体験の確保と豊かな人間関係の中で、主体的に社会とかかわり、自己実現に向けた意欲が涵養されるよう支援します。

6. (個人と集団への支援の調和、そだちあう関係の形成への支援)

個を尊重しつつも孤立や孤独から守られ、他の子どもや職員とともにそだちあう関係の形成を支援します。大規模な集団において日課や規則で統制される生活は、早期に適切な規模や内容へと変更する必要があります。家庭的な生活環境の中で、対話によって互いを尊重できる関係づくりを支援します。

7. (意見表明と主体的選択・意思決定の保障)

日々の生活のなかで、子ども等の適切な意見表明を支援します。これらは率直かつ誠実、対等であり、アイメッセージ(私は…)で話されることが大切です。

個々の発達状況に応じて、日常から子ども等が自らの行動を主体的に選択する機会を保障します。試行錯誤やその理解力のおよぶ範囲で一定の危険を冒すことも、重要な体験として尊重します。

子ども等の発達状況に応じて個々の意思が形成され、表明、実現へ向かうよう支援します。

8. (教育を受ける権利の保障)

義務教育に限ることなく、幼児教育、初等教育、中等教育(中学・高校)および高等教育(大学等)を受けられるよう、経済的・教育的その他の面から周到に支援します。不登校等でこれが中断した際には、自己責任を問うことなく代替的支援を検討します。

また、習い事や社会参加等、学校教育以外の多様な学びの機会も可能な限り保証します。

9. (親や家族との交流・再統合の保障)

虐待によって保護された場合を含めて、親や家族との交流や再統合に向けた調整を放棄すべきではありません。決定的にこれが困難な場合は、子どもに対して子ども自身の責任ではないことも含めて現状を丁寧に説明します。そのうえで、子どもの意向を尊重しながら里親委託、養子縁組、週末里親等の活用を検討します。きょうだい・しまいの関係も同様に尊重します。

10. (社会生活へ向けた段階的な移行と退所後の相談援助)

子ども等が成人して高校を卒業した後も、本人の意向を踏まえて措置延長や児童自立生活援助事業を活用し、入所支援を必要な期間や状況において継続します。この間、施設に在籍しながらも適宜一人暮らし等の体験を支援します。個々の社会生活への移行は一律の年限で限ることなく、段階的かつ主体的に行われることを支援します。

また、この間に一人ひとりが適性或志向に応じて社会生活が送れるよう、必要な体験・学習・教育の機会を保証します。

施設退所後も施設等との関係性が途切れることのないよう、アフターケアの体制を構築し、組織的に支援をします。必要が生じた際には入所支援の再開も行います。

B 児童等支援

<アドミッション期>

11. (入所前における児童相談所との確認)

児童票を基に、入所理由、期間の見通し、児童相談所の中長期および短期の支援方針、家族との交流内容・方法、本人や家族の意向を確認します。エコマップ・ジェノグラム、ライフストーリー等のアセスメント資料を可能な限り作成します。

12. (入所前の本人や家族への対応)

緊急保護の場合を除いて、必ず施設の見学や事前交流の機会を設け、施設での生活について資料等を用いて説明します。子どもの過去や義務に焦点化するのではなく、これ

からの生活において私たちができる支援を中心に伝えます。

「子どもの権利ノート」や苦情解決の仕組み、第三者委員について、資料を用いて説明します。

食べ物や生活上の嗜好、趣味等を把握します。

13. (入所前の施設での対応)

同じホームで生活する子どもを中心に、入所する子どもについて説明をします。歓迎的雰囲気迎え入れることができるよう、本人の嗜好に合わせたメニューや部屋のしつらえ等を用意し、同ホームの子どもにも働きかけます。

学校や関係機関と連絡を取り、登校開始時期や特別支援教育の要否等を確認します。

14. (入所時の受け入れ)

持ち物の所持は、可能な限り本人の意向に合わせます。貯金通帳や貴重品等、施設で預かり管理する必要があるものについては、本人同意の上で金品管理リストや委託書を作成し、適切に管理します。これらを自己管理する場合は、施錠できる収納庫を用意するなどの支援をします。

15. (学習習熟度や生活習慣の確認と余暇活動を含めた支援)

家庭における学習環境の不備、一時保護による登校停止、施設入所に伴う転校等の影響により、多くの場合は少なからず学習面での遅れが生じています。しかし、これについては児童票では標準アセスメント項目になっていません。入所後、可能な限り早期に主要教科の習熟度を確認する必要があります。

習熟度に遅れがある場合には、本人の責任ではなく環境の影響によるものが少ない旨を説明します。学年相応ではなく、個別の習熟度に合わせた学校外での学習支援も検討します。

児童票のアセスメントからは時間がたっていることも少なくないため、生活習慣について、独力でできることと、支援を要することを改めて確認します。また、余暇活動についても施設内や地域でどのようなことが可能かを伝えます。子どもの多くは家庭での体験が少なく、主体的に発想できないということもあります。職員が強制でない程度に主導して、見学や体験を行うことも必要です。

16. (環境適応に向けた支援)

「家庭」「学校」「地域」が一度にリセットされる体験は、子どもの生活意欲や学習意欲を著しく阻害します。施設のルールや日課の説明は最小限にし、まずは入所に至る経緯を労い、今後の生活に寄り添っていく姿勢を示します。

登校開始前に学校の場所や教室を確認し、近隣の商店や利用可能施設等を案内するな

ど、徐々に環境に慣れるよう支援します。施設の中にいるよりも、職員と一緒に外を歩いているときに子どもの気持ちが聴けることもあります。

17. (自立支援計画書の作成と適正な記録・管理)

入所後2か月程度のアセスメント期間を経て、自立支援計画書を作成します。計画書はそのまま本人や家族に開示できるよう、書式や表記の仕方を工夫する必要があります。特に中学生程度に年齢が上がれば、本人と一緒に作成することが望まれます。

日常の記録についても、本人からの開示請求がある可能性を念頭に作成する必要があります。否定的な表現を避け、客観的・中立的あるいは肯定的な表現を用います。(「44. リフレーミング：とらえ直し・言い換え」参照)

また、文章を構造化せず長々と書いては、内容の重要度や緊急度が読み終わるまで分かりません。はじめに表題と記録者名、続いて①「概要」、②「介入と反応」、③「アセスメント」、④「今後の方針・計画」と整理をします。①②は特に客観的であることが必要です。③は主観が入りますが、ここでも中立的・肯定的に記します。④は、情報共有のみの場合は記載不要です。組織的検討が必要な場合は、会議の議題に挙げます。

記録類は所定の期間、適正に管理し、紙に印刷してホームの外に持ち歩くことは避けます。

18. (名前の呼び方への配慮)

子どもを安易に呼び捨てにすべきではありません。基本的には「さん」や「ちゃん」を付けますが、個別に意向を聴くことも大切です。ニックネームを希望する子ども、特定の大人からは呼び捨てを希望する子どももいます。

<家族との関係>

19. (親や家族の尊重)

たとえ虐待が理由で施設入所に至ったとしても、子どもの親や家族の存在を否定すべきではありません。子どもには自分の親や家族の存在を否定する権利がありますが、私たちを含め他者にその権利はありません。

どのような不適切なかかわりがあったとしても、否定すべきなのはその行為であり、存在ではありません。子どもにとって、自分の親や家族の存在を否定されることは、自分の存在を否定されているのと変わりません。

結果的に子どもと離れなければならなかった親や家族も、子どもを産み育ててきた経緯があります。私たちはアイメッセージで、時に親や家族への感謝を子どもに伝えることも必要です。

20. (家族等との交流の確保)

児童相談所との連携によって、定期的な家族等との交流を確保する必要があります。両親が離婚や別居をしている場合でも、両親それぞれとの交流を検討します。正当な理由なく、施設のルール等で家族等との交流を制限すべきではありません。

例えば、離婚した母親が再婚し、その間に異父きょうだい・しまいが生まれた場合等、子どもは母親に対して複雑な思いを抱くことがあります。会いたいけれども会いたくないという葛藤から、意向を示さなくなることもあります。時にアンビバレントな思いも含めて、丁寧にくみ取ることが必要です。

また、親の側も共に生活できない負い目や、虐待通告による自信の喪失から施設の敷居が高くなっている場合があります。交流ができていなくても、可能な限り定期的に子どもの成長を伝え、親の苦労も労いながら施設の敷居を下げていくことも大切です。

21. (ライフストーリーワーク)

子どもにとって養育者が変わることは、それ自体が負担だけでなく、見捨てられ感の上塗りへつながることがあります。養育者の変更は最小限にとどめるべきですが、やむをえず変更となった場合も、安全で可能な限り前の養育者との交流を確保すべきです。

また、アルバムを丁寧に整理する、以前の居住場所を共に巡るといったことも大切です。子どもと過去を共有しながら、一続きの道を歩んでいること、大人との関係が積み重なっていることを実感できる働きかけも欠かせません。

子どもの出生の事情、家族の過去や現在の状況を子どもに知らせることで、大きな負担を与えることがあります。すべて伝えればよいわけでも、伝えなければよいわけでもなく、慎重な検討が必要です。何を、いつ、だれが、どのように伝えるのか。伝えた後の見守りや、子どもの反応に対する支援をどのように行うのか。児童相談所との協議を踏まえ、個別の計画に沿って無理なく進めます。

22. (家族関係の調整)

子どもの最善の利益を考慮するとき、家族の再統合が適当でない場合もあります。再統合の可否を二元論で検討するのではなく、子どもと家族にとって安全で程よい距離や関係を継続して探ることが大切です。

23. (家族再統合に向けた支援)

入所に至った主訴が解消され、他に新たな困難が生じていなければ、家族の再統合が検討されます。しかし、子どもが離れたことで主訴が解消したように見えても、再統合を

れば同じ事象が繰り返されるということもあり得ます。社会的養護のニーズの発生は、
地
域で孤立している家庭で多く起こります。行政や民間団体も含めて、地域の見守りネッ
ト
ワークを形成することが欠かせません。

特に入所が長期にわたった場合や、虐待の加害者と判断された親等による引き取りは、
親等の側にも不安はつきものです。それでも、引き取りに向けては「大丈夫です」とい
わざるを得ない状況も考えられます。親を励ますよりも、働くことで率直な気持ちを表
出できるよう支援します。

24. (きょうだい・しまいの関係の尊重)

きょうだい・しまいは同一の施設や里親の入所・委託が原則です。やむを得ず分離と
な
った場合は本人の意向に配慮しながら交流の方法や頻度、再統合について児童相談所、
き
ょうだい・しまいの入所施設（里親）と協議・実施します。再統合については、学童期
以
降の場合はふたたび「家庭」「学校」「地域」がリセットされるので、慎重に検討する必
要
があります。

25. (親族による家庭引取り)

祖父母やおじ・おばによる引取りを検討する場合には、親族里親を含む里親制度の利
用
も考えられます。扶養義務のある祖父母による親族里親の場合、里親手当は出ませんが、
一般生活費をはじめとする子どもの生活費は保障されます。おじ・おばに関しては里親
手当も含めて一般の里親同等の支弁が受けられます。

<学校とのかかわり>

26. (教職員とのかかわり)

子どもの登校開始時や、年度のはじめ等には可能な限り対面で教職員と情報交換の場
を持ちます。子どもの個人情報については、学校生活上必要な範囲で共有をします。

特にトラブル発生時の対応相談は、対面が必須となることも多くあります。お互いに
気持ちの余裕を失い、葛藤が生じる場面も考えられます。互いの立場を尊重し、アイメ
ッセージで子どもや施設の状況を伝えるとともに、学校側の困難にも傾聴する必要があ

ります。

学校で家族の話題を取り上げる際には、基本的には特段の配慮は必要ないこと、個別に必要な場合は別途相談する旨を伝えます。家庭を離れて生活する子どもも、将来家庭を持つ可能性があることを想定しなくてはなりません。子どもの目から家庭を遠ざけることは、子どもにとってはむしろ不利益に結び付くこともあり得ます。

27. (保護者とのかかわり)

幼稚園・小学校・中学校については、保護者会等で児童養護施設についての説明をし、十分な理解を得る必要があります。それぞれの子どもの入所理由や家族の情報には触れません。可能な範囲で職員がPTA等の活動にも加わることで、施設への理解が増すこともあります。

高校以上は地域が離れることも多く、子どもの意向を聴きながら対応をします。

<地域とのかかわり>

28. (開かれた施設運営)

地域との良好な関係を日ごろから築くため、地域における活動には子ども・職員共に積極的にかかわれることが望まれます。施設でのイベント等に地域住民の参加を促すことも有効です。こうした際、子どものプライバシー確保と、参画を強要しないことには留意すべきです。

29. (地域への貢献)

子育て短期支援事業(子どもショートステイ)の実施、社会福祉法人の地域における公益的な取り組みや、子どもの居場所・子ども食堂・学習支援等への参画等、無理のない範囲で地域貢献活動へ取り組むことが求められています。

まずはできることから始めるなかで、地域のニーズが徐々に見えてきます。活用できる制度や資源も年々変化するので、継続的な把握が必要です。

今後は全ての児童養護施設に対して、地域の子ども家庭支援の拠点となることが求められるものと考えます。「入所している子どものケアで手一杯」という声も聞かれますが、地域の子どもを地域で守るため、一步を踏み出すことが大切です。

<生活支援>

30. (生活環境の整美)

居室をはじめとする居住環境は清潔に保たれ、プライバシーや個人の嗜好にも十分な配慮を払う必要があります。食器類、リネン類や寝具等、一括購入によって同一の色や

デザインのもの子どもに提供するの望ましくありません。

環境の整美を子どもに「当番」として強いるのは避けるべきです。とはいえ、職員がすべてを担っては、子どもの成長の機会を奪ってしまいます。「当番だから」ではなく、その必要性を子どもが理解でき、前向きに取り組み達成感が得られるよう寄り添います。

31. (地域等での交友関係にも配慮した日課や規則)

施設特有の日課や規則は、最小限にとどめるべきです。施設の中では当たり前でも、
地

域の家庭と比較すると特異であることも見られます。例えば、小学生の帰宅時刻が同級生よりも早い、外出できる範囲が同級生より狭い、ということがあれば、当然ながら地域の友達と交流する機会は減ります。中学生にもなれば、友人とのコミュニケーションや部活の連絡なども SNS が中心になります。職員がリスクを避けたいが故にスマートフォン所持を制限すれば、子どもの居場所は狭まります。

施設内の交友関係だけで完結している子どもが多くいる場合には、原因を探り対策を講じる必要があります。施設の敷地にグラウンドがある場合など、一見子どもたちはのびのび遊んでいるように見えても、その実、子どもの放課後等の生活は地域から隔離しているということもあり得ます。

常に地域の子どもの生活日課、外出範囲、所持品（スポーツ用具、ゲーム、スマートフォン等）を把握し、そこから大きく外れないよう点検すべきです。

32. (食卓づくり)

「食」は生活支援の中心です。買い物・調理・配膳・食事・片付けのプロセスに同じ
職

員が一貫して関われるのが理想です。

配膳までをすべて職員が整えてから子どもが食卓に呼ばれる。銘々ばらばらに、席に着いた順から食べて席を立つ。食べなくなれば残して捨てる。これでは食卓を囲むことの意味がなくなってしまいます。

一人ひとり自分の分を、あるいは当番の子どもが配膳し、食べ、自分の分は自分で片づける。こうした風景はかつて多く見られました。大規模な集団で生活し、職員の数も少なかった時代には、こうした自己完結型の生活が多く、子どもには「自立のため」と説明をされました。自分のことは自分でできることが自立だと教えられれば、自分のことしか考えられない子どもが育ち、社会で孤立する可能性もあります。

たとえば、配膳の際にある子どもは皆のご飯を、ある子どもは皆の味噌汁をよそい、ある子どもは箸を並べ、ある子どもはお茶を注ぐ。個々で完結するのでもなく、職員がすべておぜん立てをするのでもなく、皆で食卓を整える。「いただきます」までの間には、全員が皆から「ありがとう」と声を掛けられる。こうした日々の営みが、子どもと職員

の関係を深め、子どものコミュニケーション能力を育む機会となります。

33. (食事マナー)

個人差はあるものの、入所したての子どもに対してはある程度定刻での食習慣を身に着けるための支援が必要です。この時点で、同時に食事マナーを身に着けられるよう支援する必要はありません。

個々の生育状況に応じて、できる範囲で徐々に偏食を改善し、最低限のマナーを身に着けられるよう支援します。口を閉じて噛む、茶碗を持つ、肘をつかない、汁物を音を立ててすすらない等、各ホーム職員間で最低限のマナーを共有します。国や文化によってこれらは異なることにも留意します。

ひとたび社会に出れば、食事マナーを指摘されたり教えられたりすることは稀です。マナーによって暗黙のうちに、人格さえ低く見積られることもあります。入所中に伝えるべきことを、職員間で共有することが大切です。

34. (清潔)

手洗い、入浴、歯磨き、着衣、排せつ処理等、清潔な生活習慣を身に着けられるよう支援をします。入所時点で、年齢相応の習慣が身についていないことは珍しくありません。個別の丁寧なアセスメントと支援計画が欠かせません。プライバシーに配慮しながら、年齢等必要に応じて対応する職員を特定します。

35. (日中活動と睡眠)

不登校や引きこもり状態にある子どもが、夜間睡眠の不調に至ることは珍しくありません。眠剤や向精神薬の処方を勧める例も見られますが、これらの副反応も軽視できません。第一義的には日中活動において能動的にエネルギーを消費できているかを評価する必要があります。これが欠けていれば、昼夜が逆転していくのは自然の流れです。

薬の処方以前に、いかに日中の生活が子ども自身にとって意味のあるものになっているか、注意深く探ることが大切です。良質な日中の活動が、良質な睡眠へとつながります。

36. (余暇活動・社会参加)

子どもたちの多くは、入所以前の生活において年齢相応の体験を得ていません。塾や習い事、スポーツクラブ等、地域における余暇活動を可能な限り保証する必要があります。

措置費で保障されていなくても、施設会計のやりくりで可能なことは少なからずあります。取組や成果を確認しながら、これらを国の制度に乗せるべく発信していくことで

支援の底上げにつながります。

また、18歳以上の入所者等には選挙権が発生しています。子どもらが入所中から社会問題に関心を持ち、主体的に関与する姿勢を涵養することも、社会的養護の今後を支えるうえで大切だと考えます。

37. (金銭管理)

小遣いやアルバイトの給料等、すべて一律に施設で管理するのではなく、発達状況に応じて段階的に自己管理できるよう支援する必要があります。日常生活に加えて、旅行や一人暮らし体験等の機会を通じて、計画を立て、実行する機会も保障します。

38. (情報・文化へのアクセス)

テレビ、新聞、図書にとどまらず、インターネット・SNSへのアクセスやスマートフォンの所持についても積極的に検討・対応をする必要があります。リスクを懸念してこれらを避けても、リスクを先送りにした上、増大させる可能性は軽視できません。

施設が制限しても、いずれはほとんどの子どもや退所者がこれらに触れることとなります。Wi-Fi環境の設定、パソコンの設置、スマートフォンの貸与等を施設主体で行うことで、失敗の保障も含めて教育的に支援することが可能です。

子どもがアクセスする情報や文化は、時にその安全性も含めて心配がつきまといまいます。単に禁じても、かえって職員による把握が難しくなることもあります。コントロールするのではなく、子どもと共に学び考える姿勢が必要です。

39. (生と性の発達)

生(命)と性(セクシュアリティ)についての学びは、子どもにとっても職員にとっても不可欠です。「性教育」という言葉が、単に性行為の抑制や避妊のみを目的に用いられるべきではありません。そうしたかかわりは、時に子どもの誕生や命を否定することにつながる怖れもあります。

① ポジティブかつ能動的に学び考える。② 科学的に検討する。③ 人権の視点(フェアであること)を欠かさない。これらをポイントに、子どもの自尊感情と他者を尊重する感性を育むことが目指されるべきと考えます。

子どもに教育をするために、まず大人が学ぶという姿勢は肯定されますが、限界があり

ます。職員が受けてきた教育を大きく上回り、子どもの周りには性に関する情報が氾濫しています。「性」がタブーではなく率直に話していいのだという文化が施設にあり、職員は子どもとともに学ぶという姿勢が不可欠です。

こうした文化の醸成に向けて、生と性にかかわる信頼できる図書やメディアを共有スペースのみならず、子どもの居室にも用意する。外部の専門家を招いて子どもと職員向

けの学習会を定期的実施する等、個別のセクシュアリティやマナーに配慮しながらも適度にオープンな環境を構築することも有効です。

40. (多様な「性」の保障)

個々のセクシュアリティは多様であり、社会も徐々にそれを受け入れるようになりつつあります。「女らしさ」「男らしさ」を求めるステレオタイプのかかわりは排していかなければなりません。どのような性自認や性指向であっても、自己と同様に他者を尊重すべきという点は何ら変わりません。

セクシュアリティの多様性が当然のものとして社会的に認知されれば、「LGBT」や「セクシュアル・マイノリティ」という言葉は不要になるでしょう。多くの子どもとかかわる社会的養護の職員は学びや経験の機会に恵まれています。それを社会に向けて発信していくことも、今後の私たちの役割だと考えます。

41. (犯罪や搾取からの保護)

施設で暮らす子どもや退所者の中には、自尊感情や安心できるよりどころの不足等から犯罪組織や性産業に利用されることがあります。こうしたリスクが想定される子どもは、時に行動上の問題等を理由に早期の社会的自立を強いられることがあります。そのようなことがあれば、当然ながらリスクは一層増大します。

他の入所児童に対する悪影響等が、入所支援中断の理由とされます。しかし、問題を起こせばここにはいられないという安心感のなさもまた、入所児童に悪影響を与えます。

私たちは、問題を起こしそうな子どもを見切るのではなく、そうした子どもこそ見守り続ける必要があることを共有すべきです。やむを得ず一時保護、精神科病棟への入院、司法施設への移送となった場合でも、つながりを切ることなく再受け入れに向けた準備を続けることが重要です。

<行動上の問題への対応>

42. (「存在」と「行動」の峻別)

すべての子どもは、その存在を否定されてはなりません。いかに行動上の問題が現れたとしても、否定すべきは行動です。存在と行動は常に峻別する必要があります。子どもや人は社会とかかわりに反応の中で成長・発達するし、好ましくない行動様式を身に着けることもあります。可愛がられた子どもは可愛らしい反応を身に着けるし、乱暴なあつかいを受けた子どもは乱暴な反応を身に着けます。生来、子どもに「良い子」も「悪い子」もいません。

たとえば、Aさんという子どもが職員に向けて石を投げてきたときにどのように対応するかは、子どもの自尊感情にも少なからず影響を及ぼします。「Aさん、やめなさい！」

と叱責すれば、Aさんは自分の存在が否定されたと受け取る可能性が大きくなります。

それに対して、「石を投げるのはやめてね。用があるときは、そばに来て声をかけてね」と語りかければ、Aさんが自分の存在を否定されたと受け取らない可能性が大きくなります。

ほめるときは、存分に名前を呼んでいいと考えます。ただし、後述するように何をほめるかは重要な意味を持ちます。一方で、子どもの行動に対して否定しなければならないときは、子どもの名前は呼ばず、分かるように目を合わせて具体的に行動を指摘します。そして替わりにとってほしい行動を示します。

どんな行動も、子どもにとっては意味があります。行動に至った思いや感情は否定することなく受けとめ、代替行動を具体的に示すことを基本姿勢にすることで、子どもは職員からのかかわりを受け入れやすくなると考えます。

43. (ほめることの意味：「絶対的価値」と「相対的価値」の峻別)

「子どもはほめられて育つ」。このこと自体に異論のある方はいないでしょう。では、ただほめればよいのでしょうか。これも前パラグラフ同様、明確に峻別する必要があると考えます。

たとえば、運動会の徒競走で一位になった子が「やったー、1位だったよ！」と喜んで応援席に駆けつけてきたとき。迎える私たちはどう応えるべきでしょうか。

「すごいね、一等賞！」と思わず応えたいところですが、ここは思案が必要です。「1位」をほめられた子どもは、次回以降の運動会では「1位」以外に達成感や喜びを感じられなくなる可能性があります。

同じ「ほめる」ことでも、このように順位や点数等の相対的評価をほめることでは、その場限りの喜びしか共有することができず、長期的に見ればむしろ子どもを追い込むことさえあります。

では、替わりにどのように応えればよいのか。相対的価値は、常に絶対的価値に置き換えることが有効だと考えます。「すごいね、一等賞！」は、「頑張ったんだね!」「走る姿が生き生きしてたよ!」と、結果でなくプロセスに着目することで絶対的価値への変換が可能です。

資本主義国家、とりわけ日本においては学校教育も社会も、相対的評価に満ち溢れています。点数・順位・偏差値・収入・地位、これらは一時的な達成感をもたらすことはあっても持続的な幸福感には結び付きません。

私たちの役割は、子どもを叱咤激励して競争に勝たせることではありません。むしろ競争教育や社会からふるい落とされる子どもたちに、一人ひとりの絶対的価値を一貫して伝える必要があります。能力や成績、体格や容姿等にかかわらず、一人ひとりに固有の価値があることを知り、子どもと共有することがかかわりの根幹です。

44. (リフレーミング：とらえ直し・言い換え)

子どもや職員間でのコミュニケーションにおいて大切な技術にリフレーミングがあります。否定的な言葉は、肯定・中立的に。抽象的な言葉は、具体的に。主語は「あなたは」でなく、「わたしは(アイメッセージ)」に。

同じことがらを伝えるのにも「あなたは以前にも暴力があったので、同じようなことは認めません」というより、「私たちは平和なホームづくりを目指しているので、ホームの一員として協力してください」という方が、スムーズに受け入れられることがあります。

日常からリフレーミングを心がけることで、コミュニケーションの質が上がり、子どもとの間や職員間でのコンフリクトを減らすことが可能です。

「過去」⇒「これから」	「他者」⇒「自分」	「主観」⇒「客観」
「否定」⇒「肯定・中立」	「抽象的」⇒「具体的」	「相対的」⇒「絶対的」
「結果」⇒「過程」	「励まし」⇒「ねぎらい」	「禁止」⇒「提案・依頼」

45. (「罰を受ける」ことと「責任を知る」こと)

子どもが何らかのトラブルを起こしたとき、行動と直接関係のないペナルティを科すことは適切ではありません。民法における親権者の懲戒権は削除され、体罰も禁じられてい

ます。「万引きをしたので、小遣い停止」「暴力があったので反省文を10枚」「高校生同士

で性的関係があったので措置解除」等はいずれも正当性はありません。

たとえば子どもが衝動的に窓ガラスを割ってしまったとき。安全な範囲で大人と片付けにかかわり、ガラス屋さんの修理に立ち会う。こうした後処理に主体的にかかわること

ができれば、それを支えることは大切です。

自らの行為と、その結果および修復のプロセスへのかかわりを通じて、子どもは行為の

責任を学ぶことができます。

46. (暴力の理解と対応：類型・起源・替わるもの・組織的対応の前提)

施設養護において、暴力の理解と対応は重要な課題の一つです。暴力の類型、起源、これに替わるもの、組織的対応の前提を順に整理します。

暴力の類型はそれぞれ固有の課題を有するものではなく、互いに相関的、重複的なものと考えする必要があります。

- ① 身体的暴力
叩く、殴る、蹴る、同じ姿勢を長時間強要するなど、他者に身体的苦痛を与える行為。
- ② 精神的暴力
言葉で罵る、人格を辱める、支配するなど、他者に精神的苦痛を与える行為。
- ③ 性的暴力
性的行為の強要や年齢不相应な性的体験をさせる行為。法的には、13 未満の男女に対しては暴行や脅迫を伴わないわいせつ行為も「強制わいせつ罪」と規定されている。(刑法・第 176 条)
- ④ 排除
必要な保護を与えない、差別をする、無視をする行為。
- ⑤ 環境の破壊・放置
故意に環境を破壊する行為、破壊されたあるいは損耗した環境を放置する行為。

次に、暴力の起源と考えられるものを整理します。

- ① 根源的攻撃性
人類の歴史の中で、暴力は根源的課題ともいわれる。暴力的攻撃性には男性ホルモンとの関連も指摘される。暴力の対置概念として希求されるのが「平和」である。
- ② 被害体験
暴力は連鎖する。暴力の被害者が相応の手当てを受けられないと、容易に加害者へと転じる。
- ③ 放置
直接的暴力を受けなくても、適切に保護を受けられなかったことに対する漠然とした憤りや自尊感情の不足が、暴力の原動となり得る。
- ④ 不適切な管理
行動との関連性が不確かなペナルティ、存在を否定するような叱責、精神科通院・服薬の強制、安易な一時保護や措置変更のほめかし等は、児童から自他への信頼感と安心感を奪い、暴力防止には逆効果である。
- ⑤ 展望のなさ
自身の将来に展望を見いだせないことによる漠然とした不安が、自他への攻撃に転じることがある。

暴力に替え、目指すべきことがらを以下に整理します。

① 攻撃性の昇華

攻撃性そのものを専ら抑圧することで解消するのは困難である。個々の適正に応じたスポーツ、表現活動等を通じて、これを昇華することが可能な場合があると考えられる。

② 被害への手当て

施設で生活する全ての子どもは、何らかの暴力を受けていることを想定するべきである。受けた被害を適切に把握し、手当てする必要がある。

③ 対話をはじめとするコミュニケーションスキル

暴力は、他者に対する自己主張や、何らかの行動の変容を期して発せられる。支配や強制に頼らない、適切なコミュニケーションを身につけることが欠かせない。

④ 成育歴の理解と展望の獲得

施設で生活する子どもの多くが、自己の過去（成育歴）に納得できていない。過去を受け入れられない子どもは自尊感情を欠き、自己も他者も尊重できない。過去に対する適切な説明（「子ども自身に責任はないこと」、「子ども自身には固有の価値と可能性があること」）を十分にした上で、将来展望を具体的に探る取組が重要である。

施設における組織的対応の前提として、以下の環境整備が必要です。

① 非暴力への共通認識と文化の醸成

施設内で全職員が一致して、子どもに「非暴力」を宣言し、その実現に向けた意志を表明する。

② 「存在」と「行動」（「受容」と「容認」）の峻別

子どもが暴力に至る背景は十分に理解しつつも、暴力行為そのものは毅然と否定する。子どもの存在を受容することと、不適切な行為を容認することを明確に区別する。

③ 職員間相互の信頼と尊重

職員間の相互信頼が不足し、子どもがこれを見抜くと、力が弱いと見られた職員が暴力の標的になることがある。職員間の一致した問題認識・姿勢が必須である

④ 子どもの力関係の把握と適切な介入

子どもが集団で生活する場では、日常から子ども同士の「力関係」を把握している必要がある。子どもの自主性を尊重しながらも、適度に介入するバランスが重要である。

⑤ 環境の適正な整美・保持

荒んだ環境は、子どもや職員の心を荒ませる。破損や損耗のある個所は直ちに修繕

し、清潔で潤いのある環境を追求・保持することが必要である。

<権利擁護>

47. (最善の利益)

支援のあらゆる局面において、主として子どもの最善の利益が考慮されなくてはなりません。その実現に向けた努力をしないことを「措置費で保障されていないから」「子ども本人が努力しないから」「職員が足りないから」等という理由で正当化すべきではありません。私たちには常に、子どもに必要な支援と、実現に向けた手立てを追求する責任があります。

48. (意見表明権から意思決定権へ 「子どもアドボカシー」の仕組と課題)

権利条約第12条の意見表明権が、ようやく児童福祉法に位置づけられました。意見表明等支援事業、いわゆる「独立型子どもアドボカシー」は、社会的養護のもとで生活する全国すべての子どもに適用される必要があります。同事業は現在のところ都道府県等の努力義務にとどまっており、対応は区々です。

独立型子どもアドボカシーとは、意見表明支援員(アドヴォケイト)が子どもの意見や意向を聴き取り、適切に関係機関等に働きかけるものです。これは、専ら子どもの立場に寄り添うことが求められます。職員が日ごろから子どもの声に耳を傾けていれば、このような仕組みは不要だという指摘もあります。けれども、風通しの良い施設運営を目指すうえで、前向きにとらえるべきと考えます。

「子どもアドボカシー」

「意見表明権」(国連・児童の権利に関する条約 第12条)

「意見表明等支援事業」(改正児童福祉法第6条3の17)

⇒意見表明支援員(アドヴォケイト)による代弁

「6原則」

- ①エンパワメント ②子ども主導 ③独立性 ④秘密の保持 ⑤機械の平等
- ⑥子どもの参加

「構造」

- ◇フォーマルアドボカシー (教師・福祉職員・心理士)
- ◇ピアアドボカシー (友人・同じ背景を持つ人)
- ◇インフォーマルアドボカシー (親・養育者・近所の人)

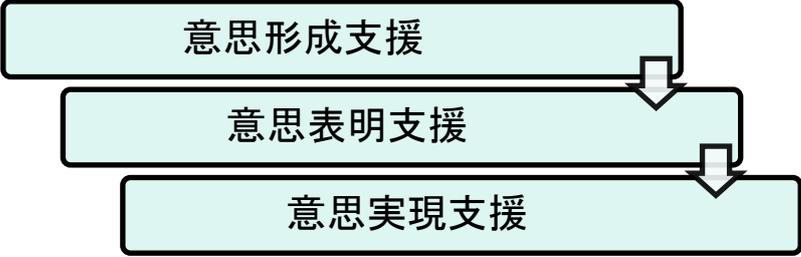
- ◇独立／専門アドボカシー（専門のアドボケイトなど）
- ◇セルフアドボカシー（本人）

これが形骸化することなく有効に機能するためには、子どもの意思が形成される環境を整えなくてはなりません。日本では権利条約批准から30年を経ても尚、その理解は広まっていません。まずは、子ども自身をふくめて社会に広く子どもの権利が浸透していることが欠かせません。そして、利用できる法制度や社会資源、各施設等の支援実績等が明白にならなければ、実効性のある意思形成は不可能です。

意見表明権は18歳未満の子どもを対象にするものです。大人の監護のもとにある子どもであっても、その意見は「年齢および成熟度に従って相応に考慮されるもの」（権利条約）とされます。現在の社会的養護は、家庭復帰の場合を除けばケアから離れる前に成人します。18歳に達した後の措置延長等の支援継続をはじめ、あらゆる選択に本人の主体的意思が反映される必要があります。そのためには、意見表明権の保障だけでは不十分です。

医療や高齢者・障害者福祉では「意思決定支援」のプロセスが構築されつつあります。これは、当事者が自身の現状と利用可能な制度や資源を知ることから始まる「意思形成支援」がベースとなります。そのうえで「意思表明支援」が行われ、「意思実現支援」へと続きます（図-2）。権利としての社会的養護の実現に向けては、こうした仕組みづくりが不可欠です。

図-2 「意思決定支援」のプロセス



しかし、全ての場面において子ども等の意見をただ受け入れればよいのかといえば、当然そうではありません。例えば高校生が早期の施設退所・自立を望んだ場合。これは図-3の「当事者のニーズ」です。これを単に受け入れることは最善の利益に反します。職員の側には高校卒業を最低限度として入所支援を継続すべきという「専門職のニーズ」があります。両者が重なり合わないまま、どちらかに焦点を当てても良い結果は得られません。

図-3 当事者のニーズと専門職のニーズ

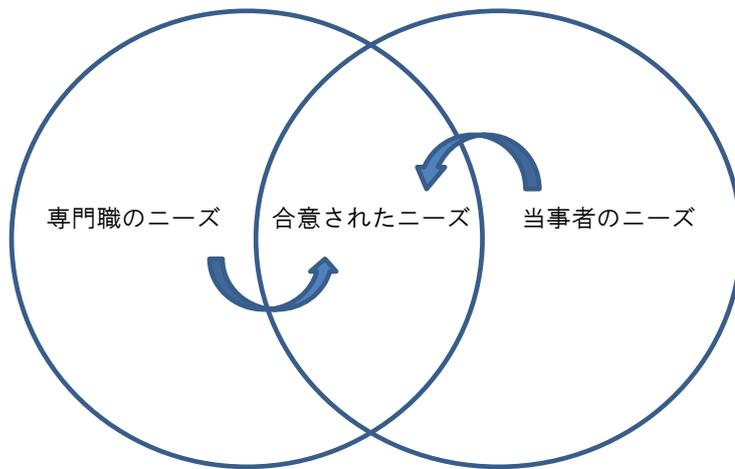
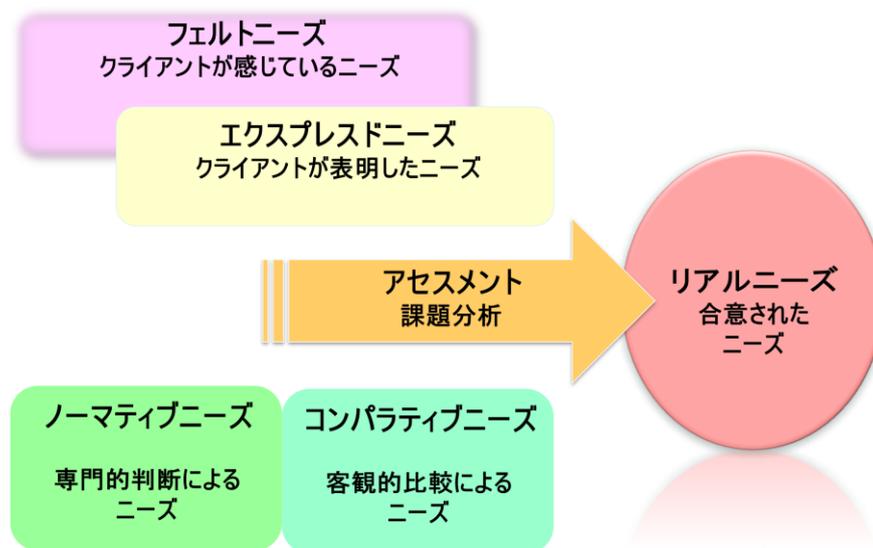


図-4 ニーズのアセスメント



Bradshaw,j

ブラッド・ショー (Jonathan Richard Bradshaw 1944-) は図-4のようにニーズを分類しました。当事者のニーズには表明されたニーズ (エクспレスドニーズ) と、表明されていないが感じているニーズ (フェルトニーズ) があります。前述の「早期退所・自立」は表明されたニーズですが、その背景にある真意等にも十分な配慮が必要です。

一方で、専門職のニーズは専門的判断によるニーズ (ノーマティブニーズ) と客観的比較によるニーズ (コンパラティブニーズ) があります。これらは個人の勘や価値観ではなく、明確な根拠に基づくものです。職員は子どもとの間でこれらに対話や資料の提示、多様な選択肢の検討等を通じて合意されたニーズ (リアルニーズ) を紡ぎ出す必要

があります。

高校生の例では自立生活支援事業を用いて、施設に在籍しながら一人暮らしの体験を試みることで、合意されたニーズが得られるかもしれません。こうしたニーズのアセスメントは、自立支援計画策定時のみならず、日常の生活支援の中でも不断に行っていく必要があります。

49. (不登校・中退への対応と高等教育も含めた教育の保障)

子どもの教育は、大人の義務であり、子どもにとっては権利です。大人は良質な教育の機会を確保しなければならず、一方でこれを子どもに強要すべきではありません。

子どもが不登校になる理由は様々であり、その対応も個別に探る必要があります。学校に行けるか行けないかという現象面のみにとらわれず、子どもにとって学校生活がどのようなもので、不登校に至った要因はどのようなものなのか。不登校によってどのような影響が生じている、あるいは懸念されるかをアセスメントします。職員はできる限り対面で教員と対話を続け、現状認識や対応方針を共有します。

不登校による主な影響として、① 生活リズムの乱れと体力の減退、② 学習の遅れ、③ 対人コミュニケーションの減少、④ 孤立感や自尊感情の低下等が考えられます。これら一つ一つに対して、具体的な対応策を子ども自身とともに探ります。適応指導教室やフリースクール、特別支援学級等の資源を子どもと見学する等、日中の代替活動を主に探ります。

習い事やスポーツ等の地域活動への参加が可能であれば、積極的に支援すべきです。学校へ行けていないことを理由に放課後や余暇の活動を制限することがあれば、前述した4つの影響は増大してしまいます。登校以外のことでも子どもが意欲を示すことがあれば、 possible の限りそれを尊重することが対応の糸口にもなります。

高校中退を理由に入所支援を中断し、就労自立を求めることには何ら妥当性はありません。18歳未満であれば権利条約に違反することにもなります。高校に適応できないということは、社会適応能力が十分に育っていないということです。そうした子どもに対し、より早期の「自立」を求めるのは避けるべきです。単位制や通信制等、多様な後期中等教育機関を把握し、子どもの再チャレンジを支える必要があります。

大学や専門学校等の高等教育も、積極的に支援する必要があります。措置延長等の入所継続と合わせて支援することで、中退のリスクを大幅に軽減できます。地理的に施設からの通学が難しい場合は遠隔地での措置延長等を活用し、アパート等で生活しながらも在籍を続けることが有効です。この場合、措置解除した場合と比較して、家賃の支払い等経済的にも支援できる幅が広がります。20歳からは遠隔地のまま児童自立生活援助事業へ移行することが制度的に可能になっています。

<障害のある子どもの支援>

50. (障害の理解と合理的配慮)

障害を「持っている」「抱えている」と表現すべきではありません。障害は人と社会の間にあります。独力で社会生活を送り得る人はいません。水道・電気・交通をはじめ、誰もが何らかの社会サービスに頼りながら生活をしています。同じサービスを利用する人口が多ければ通常の社会資源とされ、少なければ障害福祉サービス等と称されるに過ぎません。

例えば0.1を下回る視力の人がいたとして、時代が遡れば視覚障害者ですが、現在は眼鏡・コンタクトレンズがあり、手術で治療も可能なため障害者には該当しません。つまり「健常者」と「障害者」を異なる存在のようにとらえることに固定的な意味はないのです。

こうした基本理解を欠くと、「子どもに自分の障害を受容させるには」「いまだに障害認知ができていない」という表現が生まれます。これらは障害のある子どもの自尊感情を損なわせる可能性があり、視点を換える必要があります

得手不得手や、発達速度は一人ひとり違います。年齢相応、学年相応というのは、最も多くの子どもの平均的な発達レベルに過ぎません。学校教育はそのレベルを基本としているので、そこに収まりきれない子どもには様々な面での合理的配慮が必要です。

かつてはそうした子どもの登校には、職員の付き添いが求められることも珍しくありませんでした。しかし、現在は学校や企業等に差別的取り扱いが禁じられ、合理的配慮の提供が義務付けられています。配慮の内容は、本人の状況や意向を丁寧にくみ取り、施設内、学校との間等で共有します。

51. (障害福祉手帳の取得)

障害福祉手帳の取得に際しては、本人の意思を当然にして考慮します。職員が「あなたには手帳が必要」と伝えても本人が納得しない場合に、児童相談所心理司や医師から伝えることがあります。しかし、重要なのは伝える人の職種や権威ではなく、子ども自身が前向きに理解できるかどうかです。

住居、就労、年金等、手帳を取得することでのメリットを具体的に伝えます。逆にそのことで新たに義務が生じることもなく、「手帳があると助かるときがあると思うよ」とネガティブな印象を緩和できるような働きかけをすることが必要です。

52. (障害のある子どもの進路)

特別支援学校の説明を受ける際に、「大学に行けない」という説明をされることがありますが、これは誤りです。特別支援学校の高等部も後期中等教育の一つであり、卒業すれば高等教育へ進学できます。中には就職100%を標榜し、進学を認めない特別支援学校

がありましたが、これは学校の問題であり、制度の問題ではありません。教科の成績証明が出ず、大学の一般受験ができないということはありますが、現在は多様な受験方法があるので決定的なハンディにはならないでしょう。

特別支援学校高等部卒業後は、学校が確保した実習受け入れ企業等への障害卒就労が基本線となる例が多いですが、その後の定着率は高くありません。障害のある・なしに関わらず、「したいこと」「できること」「求められること」が重なる仕事に就くことができればモチベーションが維持しやすくなります。けれども、多くの障害卒就労はそうした配慮が十分に払われているとはいえません。

日本に限らず、先進国では発達速度の速い人が長く教育を受け、ゆっくりな人が早期に社会に出る傾向があります。これは資本主義社会や競争社会が生み出している矛盾です。発達がゆっくりな人に対しては早い人よりも長い、少なくとも同等程度の教育期間が必要です。

それぞれの希望や特性に応じて、大学や専門学校等への進学も選択肢に入れるべきです。近年は「自立訓練（生活訓練）事業」と「就労移行支援事業」を組み合わせる4年間の学びやトレーニングを無料で支援する機関も増えつつあります。特別支援学校卒業⇒障害卒就労・障害者グループホーム入所という定番の進路を見直し、措置延長をはじめ入所支援の継続を基盤にソーシャルスキルを涵養することを標準にしていく必要があります。

<リービングケア>

53. （高等教育の保障）

全ての高校生に対して大学等進学に向けた主要な奨学金制度を、資料を用いて説明をする必要があります。近年は日本学生支援機構の給付型奨学金制度もはじまり、経済面での障壁は低くなりつつあります。それらに措置延長や児童自立生活援助事業を加えれば、経済面・生活面ともに大幅な負担軽減が可能です。

施設によっては、進学しても中退する退所者が後を絶たないことを理由に、進学支援の対象を施設内で見極めるという例も耳にします。中退者が多いのは施設側の支援課題であり、それを理由に後から進学するのを制限するというのは筋が通りません。進学者を篩にかけるよりも入所支援を継続する方が明らかに就学継続には効果があるし、仮に中退したとしても施設や職員が進学自体を失敗だと断じる必要はありません。

特に専門学校の場合、18歳の時点で将来の就業分野を決めることとなります。実際に進学してみたら、自身の志向や適性とはマッチしていなかったということもあります。進学前に検討を重ねても進路変更に至ることはあるし、それでも前向きにチャレンジをしたことは評価すべきと考えます。必要なサポートが得られれば、その経験は次に活かすことが可能です。

54. (一人暮らし体験)

措置中および児童自立生活支援事業では「児童自立生活支援事業」による最長1年の一人暮らし体験が可能です。児童自立生活援助事業は法人等で借り上げたアパートでの生活支援も可能です。後者については、国と都道府県等から実費で家賃が保障されます。

措置延長以降は施設外での活用を国は認めているので、就労や就学に合わせて一人暮らしの体験を重ねていくことは制度的に可能です。柔軟な活用ができるよう、行政とも協議をしていく必要があります。

従来の社会的養護は昼も夜も大人の監護下にあり、高校を卒業したら退所してすべて独力でこなすことが求められてきました。こうした生活の激変は、退所後の生活を著しく圧迫し、不安定なものにしていました。現在は必要があれば22歳を超えて入所を続け、数日から1年程度の一人暮らし体験を重ね、段階的に地域生活へ移行することが可能です。そして、一度入所支援から離れても、必要があれば再開できるようにもなっています。

こうした制度の拡充や柔軟化が、支援格差の拡大につながらないように、各施設で実践を共有していくことが欠かせません。

56. (外国籍・無国籍の子どもの在留)

日本で生まれ育っても、日本国籍や永住権を持っていない子どもがいます。こうした子どもは、親の母国に帰されたところで頼れる大人もいなければ言葉も通じない場合があります。日本での生活続けるためには、帰化や永住権の取得、在留資格の更新が必要です。

児童相談所や弁護士とも協議をしながら、退所後の生活に備える必要があります。

<アフターケア>

56. (職員個人の自主的取組から施設の組織的实践へ)

古くからアフターケアは、退所者の担当だった職員等の自主的活動に大きく委ねられてきました。職員配置が不十分だった時代は、入所の子どもの支援だけで残業が常態化し、勤務でアフターケアを保障する体制はありませんでした。

結果的にこれらは報告も記録も不十分で、個人の裁量に任されているので内容のバラツキは顕著でした。2004年に児童福祉法でこれが位置付けられて以降、徐々に取組の標準化が一部の施設や団体で始まっていきます。

2012年からは東京都で自立支援コーディネーターが、2020年からは国で自立支援担当職員が配置され、職員配置の改善もあり、組織的対応は可能になりつつあります。各施設においては必要経費を予算化し、方針を示し、個別の援助計画を立て、記録と報告を

確実に行うことで業務としてのアフターケアの体系化が進められています。しかし、一方でこれについても施設間の格差は拡大しています。

2024年施行改正児童福祉法では社会的養護自立支援拠点事業が位置付けられ、アフターケアを担う拠点の拡充が予測されます。各施設は、これら拠点と連携しつつも、自施設の退所者に対しては主体的に繋がり続けることが必要です。

57. (実践の可視化)

2004年当時、アフターケアは退所後何年間、どのような内容を対象にするのかという議論が頻繁にありました。これについて、明確な結論はありません。期間や内容について基準を設けるよりも、まず必要なのが退所者の生活状況とそれに対するかかわりの可視化です。

アフターケアを行ううえで、最も障壁になっているのは、施設と退所者のつながりが切れていることです。困難な状況にある退所者ほど、施設との関係が途絶えている傾向があり、これを改善しなければアフターケアは機能しません。

退所年度ごとに退所者のプロフィール、生活状況、支援方針、支援状況を一覧にします。詳細な記録は別にし、簡略な一覧を毎年アップデートしていくことで、退所者とのつながりが可視化されます。把握をする期間に上限は設けず、可能な限り継続をします。つながりが切れている退所者には、他の退所者や退職職員等の協力も得て生活状況の再把握に努めます。

退所者を行方不明にせずつながりを可視化して再構築する。そのうえで随時必要な支援を相談・検討する。こうしたことがアフターケアの前提として構築される必要があると考えます。

58. (組織的・継続的实施に向けた体制整備)

アフターケアは退所者と職員との個別のかかわりに依拠することが多く、職員の異動や退職によって途絶えがちであることも従来からの課題です。支援の窓口は職員個人ではなく、施設内の各ホームで引き継ぐことが必要です。

引き継いだホームも数年経てば、退所者が入所中にかかわった職員がいなかったといった状況も起こります。その時に退所者がすべてのホーム職員と面識や交流がなければ、形だけ引き継いでもアフターケアは成り立ちません。こうしたことを防ぐために、各施設は行事やSNS等を通じた退所者との交流の機会を定例化し、加えて個別のかかわりも確保する等、支援の基盤となる体制を整えることが重要です。

C. 職員育成

59. (採用)

近年、若年労働者の減少により、職員の確保に苦勞をする施設も少なくありません。それでも、保育所や高齢者・障害者福祉等と比較しても業界規模が小さく、工夫次第では十分な採用もできます。小さな業界の中で人材を奪い合うのではなく、より社会的養護が社会や養成校から正しく理解されるか、それによって人材の裾野を広げられるかが重要です。

個人情報を除けば、施設が有している情報や技術は惜しまず発信すべきです。オープンな施設に人材は集まります。業界内で各施設の実践を共有し、全体として高め合うことが大切です。

人材確保に特効薬はありません。当たり前のことを当たり前実践し、常に社会のニーズを把握しながら事業を発展させるべきです。これを怠って施設を運営できる時代は続きません。

採用時には、面接等で施設の運営理念と共に仕事の大変さや苦勞も丁寧に伝えるべきです。ホームページ等ではポジティブな情報の発信に偏るので、こうした面も伝えられていないと「思ったのと違った」と早期離職に結び付く可能性が高まります。

60. (労働環境の整備)

職員が定着しなければ、必要な職員数を確保することは困難です。かつては長時間勤務が当たり前で、とりわけ女性が自分の育児と仕事を両立できずに離職するのが珍しくない時代が続きました。現在は職員配置の改善も進んでいるので、多様な制度を駆使しながら労働環境の改善を進めることが可能になっています。

多様な職種を配置し、地域の子ども・家庭支援等、多様な事業に計画的に取り組むことも、多様な働き方の創設に繋がります。育児・介護をはじめ様々なライフステージに応じたサポートの仕組を構築する必要があります。

地域小規模児童養護施設や小規模グループケア地域型ホームの職員配置が大幅に拡充されたものの、いまだに3～4人程度の少人数で運営している施設が少なくありません。様々に理由はあるようですが、「職員数が増えると家庭的でなくなる」という意見も聞きます。児童養護施設には、ひとり親家庭等、孤立した家庭で養育できなくなった子どもが

入所しています。いわゆるワンオペ育児を施設でも行っていれば、子どもも職員も守れない状況が出てきます。「家庭的」という抽象概念よりも、最も重要なのは安全です。職員による不適切なかかわりや、子どもの暴力等のトラブルの大半は、一人勤務で起きています。子どもも職員も守るためには、極力一人勤務をなくすべきです。そのために、

使える制度は全て使うことが必要です。

また、勤務時間の管理も施設運営の課題でした。勤務管理システムの導入等によって勤務時間を適正に把握・管理し、サービス残業は一扫する必要があります。先輩職員が時間をいとわずいつまでも勤務している施設では、サービス残業が美徳のような風潮が漂います。経験の浅い職員はそれに引きずられ、離職が早まります。職員の定着に向けて、勤務時間の適正把握・管理は不可欠です。

61. (やりがいを持って働ける職場)

ハーズバーグ (Frederick Irving Herzberg 1923 - 2000) は、人が職場に不満や満足を感じる要因は二つあるとしています (二要因理論)。一つは衛生要因で、苦痛を避けようとする動物的欲求を指します。これは不足すると不満の要因になるものの、充足しても持続的な満足にはつながらないとされます。

もう一つは動機付け要因で、心理的に成長しようとする人間的欲求を指します。これは相対的比較が難しく、可視化されにくいものですが、持続的な満足につながるとされます。

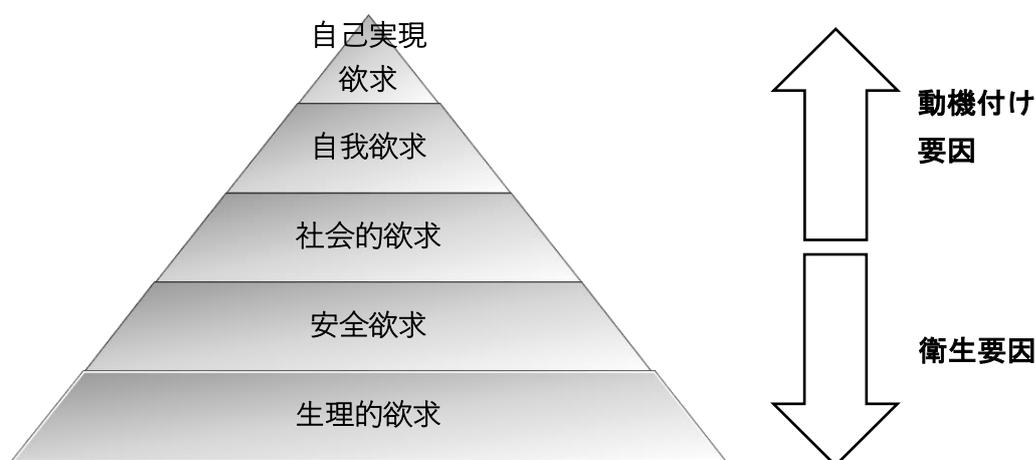
<衛生要因>

不足すると職務への不満をもたらす 長期的効果は弱い 主に相対的価値による
例) 賃金・休暇等の労働条件、環境、立地・交通の便、人間関係、社会的地位 等

<動機づけ要因>

職務への満足をもたらす 長期的効果が期待 主に絶対的価値による
例) 興味・感心、適度な責任と権限、達成感、承認、自己成長、社会的意義 等

図-5 欲求5段階説と二要因理論



衛生要因は可視化しやすく、ホームページ等でのアピールされることが多いものです。求人への応募は多いのだけど、職員が定着しないという職場があるとしたら、衛生要因は充実しているけれども、動機付け要因に課題があると考えてよいでしょう。

これらはマズロー（Abraham Harold Maslow 1908 – 1970）の欲求5段階説と対比してみると、衛生要因は生理的欲求から安全欲求、社会的欲求の一部までに該当します。動機付け要因は社会的欲求の一部から、自我欲求、自己実現欲求に該当します。衛生要因をベースとして整えた上で、更に動機付け要因を充実させていくことが必要です。

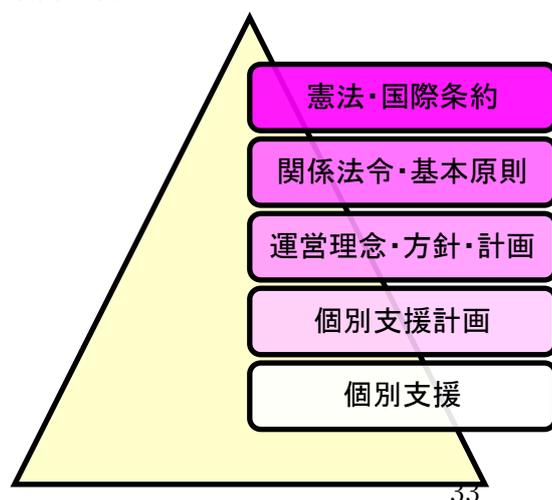
62.（職員育成の仕組みづくり）

まず、職員一人一人が関係法令を正しく理解し、施設の理念・方針が咀嚼できているかが重要です。施設の理念を問われて答えられない職員がいるのであれば、理念は形骸化しているといわざるを得ません。事業計画に掲載して終わらせるのではなく、毎回の会議のレジュメに掲載し、研修等を通じてその意図するところを継続的に共有していくことが重要です。目指すべき方向が統一されていなければ、組織的に成長することは困難です。

施設の理念・方針・目標・計画から、所属部署の目標・計画、個々の職員の目標・計画へとブレイクダウンし、これを職員目標シートに毎年記していくことが必要です。子どもの自立支援計画書は必ず作成しますが、当然にして職員の育成計画や目標シートの作成も欠かせません。

この中で、OJT・Off-JT・SDS（自己啓発活動）の取組を具体化します。これらは施設内で互いに閲覧できるようにし、参照し合えることも大切です。外部での研修や活動には経験の浅い職員も含めて積極的に参加を促すべきです。現場の仕事が忙しいから、と外に出たがらない職員、出したがらない施設もありますが、貴重な機会を失っている可能性があります。資格取得のための学習等、SDSを支援する仕組み（費用や勤務への配慮等）も前向きに検討すべきです。

図ー6 最高法規からのブレイクダウン



施設内での業務標準はガイドラインとして冊子等にまとめて、全ての会議・打合せに携行することも重要です。これにより、職員は根拠に基づいて発言し、業務にあたるという意識が養われます。また、国連・児童の権利に関する条約や憲法、児童福祉法等をコンパクトにまとめた冊子もありますので、全職員で携行することで社会的養護は法に基づく公的な仕事であるという認識を育てることもできます。本指針もそのように役立てられるものを目指しています。

63. (実習生・インターン・ボランティア等の受入 他施設等との交流)

子ども等のプライバシーに配慮しながら、実習生・インターン・ボランティア・職場体験等を積極的に受けるべきだと考えます。未来の人材を育成するのみならず、地域社会に施設を正しく理解してもらう有用な機会です。仕事を教える職員の成長も期待できます。

これには実習指導者等、一定の研修を受講している職員を中心にチームで当たることが望まれます。守秘義務や不適切なかかわりの防止に向けた誓約書の取り交わし、それぞれの目的に沿ったプログラムの整備、記録のコメントや評価の手順等、ガイドラインを作成しておく必要もあります。

特に実習生からは、期間終了時等に施設の評価点と課題を必ず聞くようにすることで、日常見過ごしている成果や課題を認識することができます。無料の第三者評価として、実習生の声を前向きに聴くのは有益です。あわせて実習終了時に、今後の関りについての希望（ボランティア・アルバイトとしての関り、求人への応募等）も確認し、一覧を作成しておくとの対応に活かします。

また、地域や種別を越えた他施設との交換研修も有用です。派遣先で学ぶこともあるし、見過ごしていた自施設や職員自身の強みに気づくこともあります。職場が違って、同じような想い、やりがい、悩みや苦勞と向き合う姿を目にする経験は、職員の大きな励みになることが多々あります。

D. 施設運営

64. (組織図の明示 マトリックス型組織)

組織図はどの施設でも作成しているものと考えますが、意思伝達経路が不明確な場合も散見されます。特定の職員に負担が偏りすぎないように、点検が必要です。

マトリックス型組織という仕組みを構築している施設もあります。これは小規模・分散化が進む施設で、組織統制が弱まり、職員の孤立が高まるのを防ぐためのものです。これは MECE（ミーシー）の考え方を採用しています。MECE とは、Mutually Exclusive, Collectively Exhaustive の頭文字を取った言葉で、「モレなく、ダブリなく」を意味する

ものです。各部署（ホーム）は縦割りになり、互いの交流にはムラが生じやすくなります。どの施設でも職務委員会や係を配置して、施設全体に関わる業務を分担しているものと推測しますが、ここにモレや、ダブリが生じると、モレた職員は疎外され、ダブリ職員は過度な仕事が集まり、円滑な組織運営の妨げになります。

ポイントは、各部署からすべての職務委員会に職員を配置することです。新任職員も含めて、各部署と職務委員会双方に所属します。人事や児童の入退所といった施設長の専決事項を除き、施設運営に関わる全ての事項を毎月の委員会会議で検討します。これは毎月の職域代表者会議に諮り審議するボトムアップ方式です。

委員会での検討は、毎月のホーム会議で共有されます。したがって、施設運営に関わる事項について「知らない」「聞いてない」「一部の人間だけで決めている」ということは生じない仕組みです。新任職員も含めて全職員が施設運営の検討・起案・意思決定に関わるので、施設への帰属意識が高まります。毎月、全ての部署の職員が集まることで、横軸の繋がりも定着します。

図－7 マトリックス型組織

	ホーム A	ホーム B	ホーム C	ホーム D	ホーム E	ホーム F	自立 支援	地域 支援	事務所
運営									
渉外									
支援									
環境									
権利									

65. （会議の運営）

どの施設においても様々な形態の会議があることでしょう。これらの機能分類・分掌や意思決定のプロセスは表や図を用いて明示する必要があります。これらに不明瞭な点があると、施設内での葛藤・対立が容易に起きます。

かつては、重要事項については全職員による会議での合議で決めるという方針の施設も少なからずありました。一施設で数十人から100人前後の職員が勤務する現在、「全員で話し合い、決める」はあり得ません。とはいえ、一部運営層での会議で重要事項が検討・決定されるということがないように、ボトムアップで検討・起案される仕組みを作る必要があります。いわゆる運営層の会議では、起案された事項の審議に徹することで、施設運営の透明性が保たれます。ブラックボックスや密室談義による意思決定を排することが重要です。

「会せず、会して議せず、議して決せず、決して実行せず、実行して責取らず」ということがないように、施設内でミーティングファシリテーションの技法は共有しておく必

要があります。最低限のグラウンドルールも設定すべきです。

グラウンドルール（例）

- ① Iメッセージ&エヴィデンス（私はこちら考えます。なぜならば…）
- ② 無為な批判は厳禁！（代替的・発展的意見の提示を）
- ③ 「発散」→「収束」→「活用」（まずは多様な意見が無批判に受け容れる）
- ④ ホワイトボードや模造紙を使った可視化（先ず書く！）
- ⑤ 「治療モデル」＜「ストレングス・モデル」（「強み」への着目と活用 脱・「自己責任論」）

66. （リスクマネジメント）

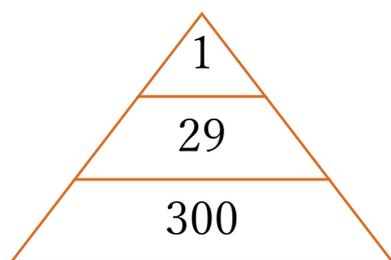
災害・事故・感染症等、事業継続のリスクは常に付きまといまいます。各施設や法人においては事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定は不可欠です。

ヒヤリハット報告も前向きに活用すべきです。報告が少ないことは決して良い兆候とはいえません。ネガティブな事案が潜在化している可能性もあります。

職員によるミスや不適切な言動は、当然にして起こり得るものと捉える必要があります。これらを潜在化させないためには、重大な過失や故意によるものでない限り当該職員は咎められない旨が日ごろから周知されている必要があります。事故が起きるのが恥ずかしいことなのではなく、それを隠すことこそが恥ずべきことであるとの認識を共有すべきです。

ハインリッヒ（Herbert William Heinrich 1886 - 1962）の法則は、1件の重大な事故・災害の背景には29件の軽微な事故・災害があり、更にその背景には300件のヒヤリハット事案があるというものです。つまりヒヤリハット事案を的確に把握し、対処することで事故・災害の重篤化を防ぐというものです。ヒヤリハット事案が起きているにもかかわらず潜在化してしまうと、重篤化は防げません。

図－8 ハインリッヒの法則



例えば、職員による不適切な言動を他の職員が発見した時には、対応に戸惑う場合が多いでしょう。こうした時の対応も全職員に共有されている必要があります。当該職員が自ら報告を書くか、発見した職員が書く場合には予め当該職員に断りを入れます。無断で報告を書けば、当然職場の雰囲気や人間関係は悪化します。断りを入れることにも抵抗を感じる人が多いとは考えられますが、職場をよくするため、とお互いに割り切ることが必要です。

ヒヤリハット報告は随時事後の対応と再発予防策を検討・共有・実施します。一定期間でデータ分析を行い、ハイリスクな時間帯・場所・人・状況等を把握し改善策を講じます。

また、BCP とは別に緊急時対応の手順を示した簡潔なチャートを作成し、職員の執務室の電話脇等に掲示したり、公用車のグローブボックス等に入れておくのも有効です。

消防署で行っている救命講習は、施設職員には必須と考えます。定期的に全職員が受講する必要があります。

67. (施設の多機能化・高機能化)

社会的養護に関わる近年の国制度は、大きく地域の子ども・家庭支援と入所者等の自立支援との拡充に重点が置かれています（資料「児童養護施設等に関する近年の新規事業等の概要と現状」参照）。冒頭の「[1]社会的養護の役割と課題」で述べた私たちの使命を実現するには、これらを最大限に活用し、発展させていくことが欠かせません。

制度の動きが活発化する中、施設等も旧来の児童養護に留まらず、子どもの権利としての社会的養護の実現に向けて事業を展開すべきです。地域の子どもは地域で支え、入所した子ども等はしっかりと時間もかけて丁寧に社会へ送り出す。こうしたことが10年前には想像できなかった進捗で可能になりつつあります。前向きに受け留め、社会的養護の新たな役割と機能を構想・構築する時です。

[4] 資料

「国連 児童の権利に関する条約」

1989年11月20日 第44回国連総会採択

1994年4月22日 日本が批准(158カ国目)

1994年5月22日 日本で発行

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に関係する専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められ

ていることに留意し、
児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、
国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、
極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、
児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、
あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健

康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第4条

締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの措置を講ずる。

第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第7条

- 1 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。
- 2 締約国は、特に児童が無国籍となる場合を含めて、国内法及びこの分野における関連する国際文書に基づく自国の義務に従い、1の権利の実現を確保する。

第8条

- 1 締約国は、児童が法律によって認められた国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項について不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを約束する。
- 2 締約国は、児童がその身元関係事項の一部又は全部を不法に奪われた場合には、その身元関係事項を速やかに回復するため、適当な援助及び保護を与える。

第9条

- 1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならない場合のような特定の場合において必要となることがある。
- 2 すべての関係当事者は、1の規定に基づくいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。
- 3 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離さ

れている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。

- 4 3の分離が、締約国がとった父母の一方若しくは双方又は児童の抑留、拘禁、追放、退去強制、死亡（その者が当該締約国により身体を拘束されている間に何らかの理由により生じた死亡を含む。）等のいずれかの措置に基づく場合には、当該締約国は、要請に応じ、父母、児童又は適当な場合には家族の他の構成員に対し、家族のうち不在となっている者の所在に関する重要な情報を提供する。ただし、その情報の提供が児童の福祉を害する場合は、この限りでない。締約国は、更に、その要請の提出自体が関係者に悪影響を及ぼさないことを確保する。

第10条

- 1 前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、家族の再統合を目的とする児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。締約国は、更に、その申請の提出が申請者及びその家族の構成員に悪影響を及ぼさないことを確保する。
- 2 父母と異なる国に居住する児童は、例外的な事情がある場合を除くほか定期的に父母との人的な関係及び直接の接触を維持する権利を有する。このため、前条1の規定に基づく締約国の義務に従い、締約国は、児童及びその父母がいずれの国（自国を含む。）からも出国し、かつ、自国に入国する権利を尊重する。出国する権利は、法律で定められ、国の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の権利及び自由を保護するために必要であり、かつ、この条約において認められる他の権利と両立する制限にのみ従う。

第11条

- 1 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる。
- 2 このため、締約国は、二国間若しくは多数国間の協定の締結又は現行の協定への加入を促進する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印

刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 児童は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第17条

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

- (a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第29条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。
- (b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。
- (c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。
- (d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。
- (e) 第13条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保

護するための適当な指針を発展させることを奨励する。

第18条

- 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。
- 2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。
- 3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。
- 2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
- 2 締約国は、自国の国内法に従い、1の児童のための代替的な監護を確保する。
- 3 2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる。解決策の検討に当たっては、児童の養育において継続性が望ましいこと並びに児童の種族的、宗教的、文化的及び言語的背景について、十分な考慮を払うものとする。

第21条

養子縁組の制度を認め又は許容している締約国は、児童の最善の利益について最大の考慮が払われることを確保するものとし、また、

- (a) 児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。この場合において、当該権限のある当局は、適用のある法律及び手続に従い、かつ、信頼

- し得るすべての関連情報に基づき、養子縁組が父母、親族及び法定保護者に関する児童の状況にかんがみ許容されること並びに必要な場合には、関係者が所要のカウンセリングに基づき養子縁組について事情を知らされた上での同意を与えていることを認定する。
- (b) 児童がその出身国内において里親若しくは養家に託され又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、これに代わる児童の監護の手段として国際的な養子縁組を考慮することができることを認める。
 - (c) 国際的な養子縁組が行われる児童が国内における養子縁組の場合における保護及び基準と同等のものを享受することを確保する。
 - (d) 国際的な養子縁組において当該養子縁組が関係者に不当な金銭上の利得をもたらすことがないことを確保するためのすべての適切な措置をとる。
 - (e) 適当な場合には、二国間又は多数国間の取極又は協定を締結することによりこの条の目的を促進し、及びこの枠組みの範囲内で他国における児童の養子縁組が権限のある当局又は機関によって行われることを確保するよう努める。

第22条

- 1 締約国は、難民の地位を求めている児童又は適用のある国際法及び国際的な手続若しくは国内法及び国内的な手続に基づき難民と認められている児童が、父母又は他の者に付き添われているかいないかを問わず、この条約及び自国が締約国となっている人権又は人道に関する他の国際文書に定める権利であって適用のあるものの享受に当たり、適当な保護及び人道的援助を受けることを確保するための適当な措置をとる。
- 2 このため、締約国は、適当と認める場合には、1の児童を保護し及び援助するため、並びに難民の児童の家族との再統合に必要な情報を得ることを目的としてその難民の児童の父母又は家族の他の構成員を捜すため、国際連合及びこれと協力する他の権限のある政府間機関又は関係非政府機関による努力に協力する。その難民の児童は、父母又は家族の他の構成員が発見されない場合には、何らかの理由により恒久的又は一時的にその家庭環境を奪われた他の児童と同様にこの条約に定める保護が与えられる。

第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるもの

とし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。

- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - (a) 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - (b) 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - (c) 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と闘うこと。
 - (d) 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - (e) 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に關し
て、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - (f) 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第25条

締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。

第26条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第27条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、

これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害と

なるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。

- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - (a) 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - (b) 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - (c) この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

第33条

締約国は、関連する国際条約に定義された麻薬及び向精神薬の不正な使用から児童を保護し並びにこれらの物質の不正な生産及び取引における児童の使用を防止するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置を含むすべての適当な措置をとる。

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- (a) 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- (b) 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- (c) わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

第35条

締約国は、あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

第36条

締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する。

第37条

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。
- (c) 自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること。特に、自由を奪われたすべての児童は、成人とは分離されることがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されるものとし、例外的な事情がある場合を除くほか、通信及び訪問を通じてその家族との接触を維持する権利を有すること。

- (d) 自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し、裁判所その他の権限のある、独立の、かつ、公平な当局においてその自由の剥奪の合法性を争い並びにこれについての決定を速やかに受ける権利を有すること。

第 38 条

- 1 締約国は、武力紛争において自国に適用される国際人道法の規定で児童に関係を有するものを尊重し及びこれらの規定の尊重を確保することを約束する。
- 2 締約国は、15 歳未満の者が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとる。
- 3 締約国は、15 歳未満の者を自国の軍隊に採用することを差し控えるものとし、また、15 歳以上 18 歳未満の者の中から採用するに当たっては、最年長者を優先させるよう努める。
- 4 締約国は、武力紛争において文民を保護するための国際人道法に基づく自国の義務に従い、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる。

第 39 条

締約国は、あらゆる形態の放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他のあらゆる形態の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる。このような回復及び復帰は、児童の健康、自尊心及び尊厳を育成する環境において行われる。

第 40 条

- 1 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての当該児童の意識を促進させるような方法であって、当該児童が他の者の人権及び基本的自由を尊重することを強化し、かつ、当該児童の年齢を考慮し、更に、当該児童が社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認める。
- 2 このため、締約国は、国際文書の関連する規定を考慮して、特に次のことを確保する。
 - (a) いかなる児童も、実行の時に国内法又は国際法により禁じられていなかった作為又は不作為を理由として刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されないこと。
 - (b) 刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童は、少なくとも次の保障を受けること。
 - (i) 法律に基づいて有罪とされるまでは無罪と推定されること。
 - (ii) 速やかにかつ直接に、また、適当な場合には当該児童の父母又は法定保護者を

通

じてその罪を告げられること並びに防御の準備及び申立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと。

- (iii) 事案が権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関により法律に基づく公正な審理において、弁護士その他適当な援助を行う者の立会い及び、特に当

該

児童の年齢又は境遇を考慮して児童の最善の利益にならないと認められる場合を除くほか、当該児童の父母又は法定保護者の立会いの下に遅滞なく決定されること。

- (iv) 供述又は有罪の自白を強要されないこと。不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに対等の条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。

- (v) 刑法を犯したと認められた場合には、その認定及びその結果科せられた措置について、法律に基づき、上級の、権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関によって再審理されること。

- (vi) 使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

- (vii) 手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること。

- 3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続の制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること。

- (b) 適当なかつ望ましい場合には、人権及び法的保護が十分に尊重されていることを条件として、司法上の手続に訴えることなく当該児童を取り扱う措置をとること。

- 4 児童がその福祉に適合し、かつ、その事情及び犯罪の双方に応じた方法で取り扱われることを確保するため、保護、指導及び監督命令、カウンセリング、保護観察、里親委託、教育及び職業訓練計画、施設における養護に代わる他の措置等の種々の処置が利用し得るものとする。

第41条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法律

- (b) 締約国について効力を有する国際法

第2部

第 42 条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

第 43 条

- 1 この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。
- 2 委員会は、徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において能力を認められた
18
人の専門家で構成する。委員会の委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、衡平な地理的配分及び主要な法体系を考慮に入れる。
- 3 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月以内に行うものとし、その後の選挙は、2 年ごとに行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 4 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。その後、同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、この条約の締約国に送付する。
- 5 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。これらの会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。これらの会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。
- 6 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。委員は、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち 5 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 5 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、最初の選挙が行われた締約国の会合の議長によりくじ引で選ばれる。
- 7 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由のため委員会の職務を遂行することができなくなったことを宣言した場合には、当該委員を指名した締約国は、委員会の承認を条件として自国民の中から残余の期間職務を遂行する他の専門家を任命する。
- 8 委員会は、手続規則を定める。
- 9 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。
- 10 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。委員会は、原則として毎年 1 回会合する。委員会の会合の期間は、国際連合総会の承認を条件としてこの条約の締約国の会合において決定し、必要な場合には、

再検討する。

- 11 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 12 この条約に基づいて設置する委員会の委員は、国際連合総会が決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

第44条

- 1 締約国は、(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から2年以内に、(b) その後は5年ごとに、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束する。
- 2 この条の規定により行われる報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害が存在する場合には、これらの要因及び障害を記載する。当該報告には、また、委員会が当該国における条約の実施について包括的に理解するために十分な情報を含める。
- 3 委員会に対して包括的な最初の報告を提出した締約国は、1 (b) の規定に従って提出するその後の報告においては、既に提供した基本的な情報を繰り返す必要はない。
- 4 委員会は、この条約の実施に関連する追加の情報を締約国に要請することができる。
- 5 委員会は、その活動に関する報告を経済社会理事会を通じて2年ごとに国際連合総会に提出する。
- 6 締約国は、1の報告を自国において公衆が広く利用できるようにする。

第45条

この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため、

- (a) 専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、適当と認める場合には、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について専門家の助言を提供するよう要請することができる。委員会は、専門機関及び国際連合児童基金その他の国際連合の機関に対し、これらの機関の任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。
- (b) 委員会は、適当と認める場合には、技術的な助言若しくは援助の要請を含んでおり又はこれらの必要性を記載している締約国からのすべての報告を、これらの要請又は必要性の記載に関する委員会の見解及び提案がある場合は当該見解及び提案とともに、専門機関及び国際連合児童基金その他の権限のある機関に送付する。
- (c) 委員会は、国際連合総会に対し、国際連合事務総長が委員会のために児童の権利に

関連する特定の事項に関する研究を行うよう同事務総長に要請することを勧告することができる。

- (d) 委員会は、前条及びこの条の規定により得た情報に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、関係締約国に送付し、締約国から意見がある場合にはその意見とともに国際連合総会に報告する。

第3部

第46条

この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

第47条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第48条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第49条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目に効力を生ずる。

第50条

- 1 いずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、直ちに、締約国に対し、その改正案を送付するものとし、締約国による改正案の審議及び投票のための締約国の会議の開催についての賛否を示すよう要請する。その送付の日から4箇月以内に締約国の3分の1以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主催の下に会議を招集する。会議において出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、承認のため、国際連合総会に提出する。
- 2 1の規定により採択された改正は、国際連合総会が承認し、かつ、締約国の3分の2以上の多数が受諾した時に、効力を生ずる。
- 3 改正は、効力を生じたときは、改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（受諾した従前の改正を含む。）により引き続き拘束される。

第51条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべて

の国に送付する。

- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、同事務総長により受領された日に効力を生ずる。

第 52 条

締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後 1 年で効力を生ずる。

第 53 条

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指名される。

第 54 条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

「国連 児童の代替的養護に関する指針」

国連総会は、世界人権宣言 1 及び児童の権利に関する条約 2 を再確認し、同条約の 20 周年を祝賀すると共に、国連人権理事会、国連人権委員会及び国連総会における児童の権利に関する過去の全ての決議をも再確認し（そのうち最も新しいものは 2008 年 3 月 28 日の国連理事会決議 7/293、2008 年 9 月 24 日の国連理事会決議 9/134、2009 年 3 月 26 日の国連理事会決議 10/85 及び 2008 年 12 月 24 日の国連総会決議 63/241 である）、児童の権利条約、並びに親の養護を奪われ又は奪われる危険にさらされている児童の保護及び福祉に関するその他の国際文書の関連規定の実施を強化することを目的として政策及び実践の望ましい方向性を定めた「児童の代替的養護に関する指針」（その本文を本決議に添付する）を検討した上で、

1. 「児童の代替的養護に関する指針」（本決議の付属書として添付）を、政策及び実践を特徴づける一連の方針として快く受け入れ、
2. 各国が同指針を考慮に入れ、同指針に対し、関連する行政官、政府の立法・司法機関、人権擁護活動家及び弁護士、メディア並びに一般公衆の注意を促すことを奨励し、
3. 事務総長に対し、既存の資源の範囲内で、同指針を全ての加盟国、地方委員会及び関連する政府間組織及び非政府組織へ伝達することも含めて、同指針を国連の全ての公用語にて広く配布するための措置を取ることを要請する。

付属書

児童の代替的養護に関する指針

I. 目的

1. 本指針は、児童の権利に関する条約 2、並びに親による養護を奪われ又は奪われる危険にさらされている児童の保護及び福祉に関するその他の国際文書の関連規定の実施を強化することを目的とする。
2. これらの国際文書を背景として、この分野における知識及び経験が発展しつつあることを考慮した上で、本指針は政策及び実践の望ましい方向性を定める。本指針は代替的養護に直接的又は間接的に関わる全ての部門に幅広く普及させることを目的とし、特に以下の事柄を狙いとする。
 - (a) 児童が家族の養護を受け続けられるようにするための活動、又は児童を家族の養護のもとに戻すための活動を支援し、それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカフアーラなどの適当な永続的解決策を探ること。
 - (b) かかる永続的解決策を模索する過程で、又はかかる永続的解決策が実現不能であり若しくは児童の最善の利益に沿っていない場合、児童の完全かつ調和のとれた発育を促進するという条件の下、最も適切な形式の代替的養護を特定し提供するよう保障すること。
 - (c) 各国を支配している経済的、社会的及び文化的状況を念頭に置きつつ、これらの点における責任及び義務を政府がより良く実施することを支援し促進すること。
 - (d) 市民社会を含む公共部門・民間部門の双方で社会的保護及び児童福祉に携わる全ての者の方針、決定及び活動の指針となること。

II. 一般原則及び展望

A. 児童とその家族

3. 家族は社会の基本的集団であると同時に、児童の成長、福祉及び保護にとって自然な環境であるため、第一に、児童が両親（又は場合に応じてその他の近親者）の養護下で生活できるようにし、又はかかる養護下に戻れるようにすることを目指して活動すべきである。国は、家族がその養護機能に対する様々な形態の支援を受けられるよう保障すべきである。
4. 全ての児童及び青年は、その潜在能力を十分発揮することのできる、支援、保護及び配慮に満ちた環境で暮らすべきである。親による養護が不十分又はかかる養護を受けられない児童は特に、かかる養育環境を与えられない危険にさらされている。 - 2 -

5. 児童自身の家族が、適切な支援を受けているにもかかわらずその児童に十分な養護を提供できず、又はその児童を遺棄若しくは放棄する場合、国は所轄の地方当局及び正式に権限を付与された市民社会団体と共に、又はこれらを通じて、児童の権利を保護し適切な代替的養護を確保する責任を負う。所轄当局を通じて、代替的養護下に置かれた児童の安全、福祉及び発達を監督し、提供される養護策の適切性を定期的にチェックすることは国の役割である。
6. 本指針の範囲内にある全ての決定、イニシアティブ及びアプローチは、特に児童の安全及び安全保障を確保することを目的としてケースバイケースで行われるべきであり、非差別の原則に従い、男女平等の観点に十分に配慮しつつ、対象となる児童の最善の利益及び権利に基づいて行われなければならない。また、かかる決定等は、児童の発達しつつある能力に従い、児童が全ての必要な情報を得られることを前提として、児童が意見を求められる権利、及び児童の意見が正当に考慮される権利を尊重すべきである。このように児童が意見を求められ、児童が意見を提供する際に、児童の希望する言語が使用されるようあらゆる努力が行われるべきである。
7. 本指針の適用にあたって、児童の最善の利益とは何かという判断は、親による養護を奪われ又は奪われる危険にさらされている児童のため、そのニーズ及び権利を充足するのに最も適した行動指針を特定することを目的に行われるべきである。かかる行動指針は、判断の時点における、また長期的に見た、その児童の家族環境、社会環境及び文化環境におけるその児童の権利の完全な個人的発展並びに権利主体としてのその児童の地位を考慮に入れた上で、特定されるべきである。判断過程において、年齢及び成熟度に応じて児童が権利を求められ、かつ児童の意見が考慮される権利にとりわけ配慮すべきである。
8. 各国は現在の代替的養護の提供を改善することに注意を払い、本指針に含まれる諸原則を反映させつつ、各国の全体的な社会・人間開発政策の枠組の中で包括的な児童福祉・児童保護政策を策定及び実施すべきである。
9. 各国は、児童の親からの分離を防止するための活動の一環として、適切かつ文化に配慮した以下のような措置を保障すべきである。
 - (a) 障害、薬物及びアルコールの乱用、先住民族又はマイノリティであるという理由での家族への差別、武力紛争地域又は外国の占領下で暮らしている等の要因により、その能力が制限されている家族の養護環境に対する支援措置。
 - (b) 虐待及び搾取の犠牲となっている児童、遺棄された児童、路上で生活する児童、非嫡出子、付き添いがなく家族と分離されている児童、国内避難民及び難民に該当する児童、移民労働者若しくは亡命希望者の児童、又は HIV/AIDS 及びその他の重篤な疾病を抱えており、若しくはかかる疾病を患っている児童など、弱い立場にある児童のため適切な養護及び保護を提供する措置。
10. 貧困、民族、性別、身体障害及び精神障害、HIV/AIDS 又は（身体的なものであるか

精神的なものであるかを問わず) その他の重篤な疾病、非嫡出子であること、社会経済的不名誉、並びに児童の放棄、遺棄及び/又は排除をもたらす可能性のあるその他全ての状態及び状況を含む、児童又は親の状態に基づく差別を撤廃するため、特に努力が行われるべきである。

B. 代替的養護

11. 代替的養護に関する全ての決定は、家族との接触及び家族への復帰の可能性を促進し、児童の教育、文化及び社会生活の断絶を最小限にとどめるため、原則として児童の通常の居住地のできるだけ近くで養護を行うのが望ましいという点を、十分に考慮すべきである。
12. 非公式の養護を含め、代替的養護を受けている児童に関する決定は、安定した家庭を児童に保障すること、及び養護者に対する安全かつ継続的な愛着心という児童の基本的なニーズを満たすことの重要性を十分に尊重すべきであり、一般的に永続性が主要な目標となる。
13. 児童はいかなる時も尊厳と敬意をもって扱われなければならない、いかなる養護環境においても、養護提供者、他の児童又は第三者のいずれによるかを問わず、虐待、ネグレクト及びあらゆる形態の搾取から効果的な保護を受けられなければならない。
14. 児童を家族の養護から離脱させることは最終手段とみなされるべきであり、可能であれば一時的な措置であるべきであり、できる限り短期間であるべきである。離脱の決定は定期的に見直されるべきであり、離脱の根本原因が解決され又は解消した場合、下記第 49 項で予定される評価に沿って、児童を親の養護下に戻すことが児童の最善の利益にかなうと判断すべきである。
15. 金銭面及び物質面での貧困、又は直接的にも間接的にもかかる貧困によってのみ生じた状態が、児童を親の養護から離脱させ、児童を代替的養護下に置き、又は児童の家族への復帰を妨げる唯一の正当化事由であるべきではなく、かかる貧困又は状態は家族に対する適切な支援提供の必要性を示すシグナルとみなされるべきである。
16. 教育、医療及びその他の基本サービスを受ける権利、アイデンティティの権利、信仰又は信条の自由、言語の自由、財産の保護並びに相続権、ただしこれらに限定されない、親の養護下でない児童にとって特に大切なその他全ての権利を推進し保護することに、注意を払わなければならない。
17. すでに結びつきのある兄弟姉妹は、明らかな虐待の危険性がない限り、又は児童の最善の利益の観点から正当化し得るその他の事由がない限り、原則として代替的養護を理由に分離されるべきではない。いずれの場合も、本人の意思又は利益に反しない限り、兄弟姉妹が互いに連絡を取り合えるようあらゆる努力が行われるべきである。

18. 大半の国々では親の養護下でない児童の大多数は親族又はその他の者による非公式の養護を受けているという認識に立ち、各国は、文化・経済・性別・信仰における相違と、児童の権利及び最善の利益に反しない慣行を十分に尊重した上で、かかる非公式な養護下に置かれた児童の福祉及び保護を保障するための適切な手段を、本指針に従って案出するよう努めるべきである。
19. 児童はいかなる時も、法定後見人又はその他の認められた責任ある大人又は所轄公共団体の支援及び保護を受けた状態にあるべきである。
20. 代替的養護の提供は決して、提供者の政治的、宗教的又は経済的目標を達することを主な目的として実施されるべきではない。
21. 居住養護の利用は、かかる養護環境が個々の児童にとって特に適切、必要かつ建設的であり、その児童の最善の利益に沿っている場合に限られるべきである。
22. 専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきである。この原則に対する例外は、兄弟姉妹の分離の防止を目的とする場合や、かかる代替的養護の実施が緊急性を有しており、又はあらかじめ定められた非常に限られた期間である場合であって、引き続き家庭への復帰が予定されているか、又は結果として他の適切な長期的養護措置が実現する場合であろう。
23. 施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。かかる目的のため各国は、個別的な少人数での養護など、児童に役立つ養護の質及び条件を保障するための養護基準を策定すべきであり、かかる基準に照らして既存の施設を評価すべきである。公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の施設の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである。

適用を促すための措置

24. 各国は、該当する場合には開発協力の枠組の中で、利用可能な資源の範囲内で最大限の人的・経済的資源を、各々の領土内で本指針を遅滞なく最適かつ段階的に実施するための活動に充てるべきである。各国は全ての関係当局間の積極的な協力を促し、直接的又は間接的に関わりを持つ全ての省庁内で児童と家族の福祉の問題が主流となるよう働きかけるべきである。
25. 各国は、本指針の実施に向けての国際協力の必要性を判断し、かかる国際協力を要請する責任を負う。かかる要請は、可能であり適切である場合は常に、十分な考慮の対象とされ、好意的な反応を得られるべきである。本指針の実施の強化は、開発協力プログラムを考慮に入れて行われるべきである。国家に対し支援を提供する場合、外国の団体は本指針に反するいかなるイニシアティブも避けるべきである。

26. 本指針のいかなる規定も、いずれかの国に存在し得る基準（法定の基準を含む）より低い基準を推奨又は容認するものと解釈すべきではない。同様に、所轄当局、専門的団体などは、本指針の文言及び趣旨に基づいた国内指針又は専門分野に固有の指針を策定することが奨励される。

III. 指針の範囲

27. 本指針は、18歳未満の全ての者に対する公式の代替的養護の適切な利用及びかかる代替的養護の条件に適用される（児童が準拠法の下で18歳より早く成年に達する場合はこの限りではない）。明示された場合に限り、本指針は、拡大家族及び地域社会の果たす重要な役割と、児童の権利条約に定められた、親又は法律及び慣習により定められる後見人の養護下でない全ての児童に対する各国の義務を十分に尊重した上で、非公式の養護環境にも適用される。
28. 本指針の諸原則は、すでに代替的養護下にある青年、及び準拠法に基づき成年に達した後も移行期間として継続的養護又は支援を必要とする青年に対しても、必要に応じて適用される。
29. 本指針において、とりわけ下記第30項に列挙した例外に反しない限り、以下の定義が使用される。
- (a) 親の養護下でない児童：理由及び状況の如何を問わず、少なくとも父母の一方のもとで夜間に養護を受けていない全ての児童。親の養護下でない児童であって、通常の居住国を離れ、又は緊急事態の犠牲になっている児童は、以下の指定を受け得る。
 - (i) 別の親類又は法律若しくは慣習に基づき養護の責任を負う大人による養護を受けていない場合は「付き添いがない」。
 - (ii) 以前の法律又は慣習に基づく主たる養護者と別れてはいるが、別の親類に付き添われている場合は「分離された」。
 - (b) 代替的養護は以下の形式を取り得る。
 - (i) 非公式の養護：家庭環境において提供される私的な養護策であって、児童が、児童自身、その親又はその他の者の意思により、親類若しくは友人（非公式の親族養護）又はその他の者の個人としての立場による、継続的又は無期限に実施される世話を受けること。ただし、行政当局若しくは司法当局又は正当に認められた団体によって命令された養護策である場合を除く。
 - (ii) 公式の養護：所轄の行政当局又は司法当局により命令された、家庭環境で提供される全ての養護、及び行政措置若しくは司法措置の結果であるか否かを問わず、居住環境で提供される全ての養護。
 - (c) 提供される場所という点で言うと、代替的養護は以下の形式を取り得る。
 - (i) 親族による養護：その性質上公式であるか非公式であるかを問わず、児童の拡大家族内で、又は児童の知っているその家族の親しい友人によって行われる家族を

基本とした養護。

(ii) 里親による養護：所轄官庁によって、児童がその児童自身の家族以外の、養護提供にあたって選抜され、資格を付与され、承認され監督を受ける家族の家庭環境に置かれ、代替的養護を受ける状況。

(iii) 家庭を基本とした、又は家庭に類似したその他の形式の養護の実施。

(iv) 施設養護：緊急時養護を提供する児童保護施設、緊急事態における一時保護所、その他全ての短期・長期の施設養護による施設（グループホームを含む）など、家庭を基本としない集団環境で提供される養護。

(v) 児童のための監督付きの独立居住体制。

(d) 代替的養護の責任者に関して：

(i) 実施機関は、児童に対する代替的養護を開催する公的又は私的な団体及びサービスである。

(ii) 実施施設は児童に対する居住養護を提供する個別の公的又は私的な機関である。

30. ただし本指針において想定される代替的養護の範囲は以下には及ばない。

(a) 法を犯したとして嫌疑をかけられ、又は告訴され、又は認定された結果として司法当局又は行政当局の決定により自由を奪われ、その状況が少年司法運営に関する国連最低基準規則 6 及び自由を奪われた少年の保護のための国連規則 7 の適用を受ける、18 歳未満の者。

(b) 最終的な養子決定に従い児童が有効に養父母の養護下に置かれた時点以降の、養父母による養護。かかる時点をもって本指針では児童は親の養護下にあるとみなす。ただし養子縁組前又は試用期間として養父母となる見込みのある者に児童を委託する場合、それらが他の関連する国際文書に定められたかかる委託の要求事項に一致している限り、本指針の適用対象となる。

(c) 児童が自発的に、レクリエーションの目的で、また一般的に親が適当な養護を提供できず又は提供する意思を持たないこととは関連のない理由で、親族又は友人のもとに滞在するという非公式の取り決め。

31. 所轄当局及びその他の関係者は、寄宿制の学校、病院、精神障害及び身体障害又はその他の特別なニーズを持つ児童のための施設、キャンプ、職場、並びに児童の養護に責任

を持ち得るその他の場所においても、必要に応じて本指針を活用するよう奨励される。

IV. 代替的養護の必要性の予防

A. 親による養護の促進

32. 各国は、家族が児童に対する責任を果たすのを支援し、父母の両方と関わりを持つという児童の権利の発展を促すための政策を遂行するべきである。かかる政策は、とりわけ

出生登録の権利、並びに十分な住宅及び基本的な保健・教育・社会福祉サービスを受
受
する権利を保障すると同時に、貧困、差別、疎外、偏見、暴力、児童虐待及び性的虐
待、
並びに薬物乱用を撲滅するための措置を推進することにより、児童の遺棄、放棄及び家
家
族からの分離の根本的原因に対処すべきである。

33. 各国は、親の児童に対する養護能力を高め強化することを目的とした、一貫しており相
互に補強し合うような家族指向の政策を策定及び実施すべきである。

34. 各国は、遺棄、放棄及び、児童の家族からの分離を避けるために有効な措置を実施すべ
きである。社会政策及び社会プログラムはとりわけ、家族が児童の保護、養護及び発
達

に十分適した場所となれるよう、心構え、技能、能力及びツールを供与して家族に力
を
与えるべきである。各国及び市民社会（非政府組織、地域密着型組織、宗教指導者及
び

メディアを含む）の相互に補い合う能力は、この目的のために用いられるべきである。
これらの社会保護措置には以下を含めるべきである。

(a) 育児講座、育児座談会、前向きな親子関係及び対立を解決する技能の普及の促進、
雇用及び収入創出の機会、並びに要求ある場合、社会扶助などといった、家族を強
化するためのサービス。

(b) 昼間養護、仲裁・調停サービス、薬物乱用の治療、金銭的支援及び障害を持つ親子
のためのサービスなどといった、支援的社会福祉事業。かかるサービスは、一体化
され、押しつけがましくない形で実施されることが望ましいが、地域レベルで直接
受けられる体制になっているべきであり、家族がパートナーとして参加することを
積極的に求め、家族の資源を地域社会及び養護者の資源と結びつけるべきである。

(c) 青年に日常生活の困難に積極的に立ち向かう（親の家を出るという決断をする場合
を含む）ための力を与え、将来親となる立場の者たちに、性及び生殖の健康に関し
て十分な情報に基づく決定を行い、性及び生殖に関して自らの責任を果たすための
心の準備をさせることを目指した青少年政策。

35. 家族の支援には、互いに補完し合う様々な方法及び技術が用いられるべきであり、当該
家族の関与を確保することで、家庭訪問、他の家族とのグループミーティング、事例
検

討会など、その方法・技術は支援のプロセスを通じて様々である。これらの家族支援
の方法・技術は、家族内の関係を円滑にすること、及び家族の地域への統合を促進す
る

ことを目指すべきである。

36. 独身の親及び未成年の親並びにその児童（非嫡出子であるか否かを問わない）に対する支援及び養護サービスの提供及び推進には、自国の法に従い、特に注意を払うべきである。各国は、未成年の親たちが、親であると同時に児童でもあるという立場からもたらされる全ての権利（自分自身の発達のためのあらゆる適切なサービス、親が受ける権利を有する手当、及び相続権を含む）を保持できるよう保障すべきである。妊娠した未成年者を確実に保護し、彼女らが妊娠によって学業を中断されることがないように保障するための措置を取るべきである。また、独身の親及び未成年の親への偏見を減らすための努力も行うべきである。

37. 親又は養護者を失った後も、元の家で家族として共に暮らし続けることを希望する兄弟姉妹には、兄弟姉妹の中の最年長者が家長としての役割を果たすことを望み、かつその能力があるとみなされる場合には、支援及びサービスが与えられるべきである。各国は、上記第 19 項に定める通り、法定後見人、認められた責任ある大人又は（必要に応じて）後見人の役割を果たすことを法的に委任された公共団体を任命することにより、かかる家族があらゆる形式の搾取及び虐待からの無条件の保護を受けられ、かつ児童たちの健康、住宅、教育及び相続権に特に配慮した、地域社会及び地域のサービス（ソーシャルワーカーなど）による監督及び支援を受けられるよう保障すべきである。かかる家族の家長が、家長としての権利に加えて、教育及び余暇を享受する権利を含め児童としての地位に固有の全ての権利を確実に保持できるよう、特に注意を払うべきである。

38. 各国は昼間養護（全日制の学校教育を含む）及びレスパイトケアの機会を保障すべきである。かかる機会があれば、親は家族に対する全般的な責任（特別なニーズを持つ児童の養護に伴う追加的な責任を含む）により良く対処できるからである。

家族の分離の防止

39. 所轄の当局又は機関が、児童の福祉が危険にさらされていると考える合理的な理由を有する場合、児童とその家族の状況（家族がその児童を養護し得る実際の能力及び潜在的

- 策
能力を含む)を評価するため、専門的知識に基づく健全な原則に沿った適正な基準を
策
定し、一貫して適用すべきである。
40. 分離及び復帰に関する決定はかかる評価に基づいて行われるべきであり、適当な資格を
全
持ち訓練を受けた専門家が所轄当局に代わり、又は所轄当局の認可を受けて、関係者
全
員と十分に協議し、児童の将来を計画しなければならないことを常に念頭に置いた上
でかかる評価を実施すべきである。
41. 各国は、妊娠及び児童の養護を十分に行い得るような尊厳及び平等の条件を確保するた
る
め、妊娠期、出産期及び授乳期の権利を一体的に保護・保障するための措置を採用す
る
よう奨励される。したがって、将来母親と父親となる立場の者たちや、特に未成年の
親
に対する支援プログラムを提供すべきである。これらの者たちは親としての責任を果
たすのに苦勞するからである。かかるプログラムは、母親と父親が尊厳を保った状態
で
親としての責任を果たすことができるよう親に力を与え、親がその弱さゆえに児童を
捨てることがないように防止することを狙いとすべきである。
42. 児童が放棄又は遺棄された場合、各国は、かかる場合にも放棄又は遺棄の事実に関する
な
秘密が守られ、児童の安全性が保たれるよう保障すると共に、各国の法のもとで可能
な
場合、必要に応じて、児童が自らの出自に関する情報を取得する権利を尊重すべきで
あ
る。
43. 各国は、児童が匿名で遺棄された状況に対処するための明確な政策を策定すべきである。
元
かかる方針には、家族の追跡を実施すべきか否か、実施すべき場合はその方法、及び
元
の家族への復帰か拡大家族への委託かいずれを追求すべきかを明記するものとする。
またかかる政策は、児童を児童の家族に永続的に委託することの適格性について適時
に決定し、かかる委託を迅速に手配できるよう考慮されたものであるべきである。
44. 公共又は民間の機関又は施設に対して、児童を永続的に放棄したいと希望する親又は法
定後見人から接触があった場合、各国はかかる家族が児童の養育を続ける気になり、
か
つ続けていけるよう、カウンセリング及び社会的支援を確実に受けられるようにすべ
きである。それが失敗した場合、当該児童に対し恒久的な責任を負うことを希望する
他

- の血縁者がいるか否か、その者の養育に委ねることが児童にとっての最善の利益にかなっているか否かを判断するため、ソーシャルワーカー又はその他の適切な専門家による評価を実施するものとする。他の血縁者による養育が不可能であるか、又は児童の最善の利益に沿わない場合、合理的な期間内に、児童を永続的に養育する家族を見つけ
るべく努力を行う。
45. 公共又は民間の機関又は施設に対して、児童を短期間又は無期限に委託して養護を依頼したいと希望する親又は養育者から接触があった場合、国はその者が児童の養育を続ける気になり、かつ続けていけるよう、カウンセリング及び社会的支援の機会を保障すべきである。そういった努力が全て失敗に終わり、代替的養護を開始すべき容認可能かつ正当な理由が存する場合に限り、児童を代替的養護下に置くことを認めるべきである。
46. 教師及び児童を相手に働くその他の者が、虐待、ネグレクト、搾取又は遺棄の状況を見つけ出し、かかる状況を所轄団体に連絡できるようにするため、それらの者に専用の訓練を提供すべきである。
47. 児童をその両親の意思に反して両親から分離するという決定は、所轄当局が法律及び手続に従い実施すべきであり、かかる決定は司法審査の対象となる。親は抗告を行う権利及び適切な法定代理人に連絡する機会を保障されるべきである。
48. 児童の唯一の、又は主たる養護者が保安処分又は刑法に基づく判決により自由を奪われた場合、児童の最善の利益に十分配慮した上で必要に応じ、拘留所での非拘束的な再拘留措置又は非拘束的判決を採用すべきである。各国は、刑務所で生まれた児童及び刑務所で親と共に暮らしている児童を分離する決定をする際には、児童の最善の利益を考慮に入れるべきである。かかる児童たちの分離は、分離を検討するその他の事例と同様に扱うべきである。親と共に拘留状態にある児童たちが、自由な個人としての児童自身の地位と、地域社会の諸活動と接触できる機会を保障されつつ、十分な養護及び保護を受けられるよう、最善の努力を行うべきである。

B. 家族への復帰の促進

49. 児童の家庭への復帰に向けて児童及びその家族に心構えをさせ、児童及びその家族を支援するため、正式に任命され多くの専門分野にわたる助言を得られる立場にある個人又はチームが様々な関係者（児童、家族、代替的養護提供者）と話し合った上、かかる児童の状況を評価し、その児童を家族へ復帰させることが可能であり児童の最善の利益に沿っているか否か、そのためにどのような手段が必要か、及び誰が監督すべきかを決定すべきである。
50. 家庭への復帰の狙い、並びにその点における家族及び代替的養護提供者の主な課題を書面に記し、関係者全員の同意を得るべきである。
51. 家庭への復帰を特に目的とした児童とその家族との定期的かつ適切な接触を、所轄団体は発展させ、支援し、かつ監視すべきである。
52. 児童の家庭への復帰は、いったん決定された後は、児童のニーズ及びその能力の成長度合、並びに分離の原因を考慮した追跡措置及び支援措置を伴った、監督つきの段階的なプロセスとして計画されるべきである。

V. 養護の提供の枠組

53. 親の養護下でない児童の個別の心理・情緒的ニーズ、社会的ニーズ及びその他のニーズを満たすため、各国は、家族及び地域を基盤にした解決策を最優先に据えた適正な代替的養護の選択肢を提供できるだけの法律面、政治面及び財政面の条件が確実に整うよう、あらゆる必要な措置を取るべきである。
54. 各国は緊急時、短期間及び長期間の養護のため、本指針の一般原則に沿った多種多様な代替的養護の選択肢が利用できるよう保障すべきである。
55. 各国は、児童の代替的養護の提供に携わる全ての団体及び個人が、かかる養護の提供に関し所轄当局から適切な認可を受けており、本指針の遵守に関し、所轄当局による定期的な監視及びチェックの対象とされることを保障すべきである。この目的のため、所轄当局は養護提供者の専門的・倫理的適性の評価並びに養護提供者の認可付与、監視及び監督のための適切な基準を策定すべきである。
56. 拡大家族、友人又はその他の者のいずれにより行われる場合であっても、児童に対する非公式の養護提供に関しては、各国は必要に応じて、養護者及び児童が、児童の福祉

び保護の増進につながる必要な金銭的支援及びその他の支援を受けられるようにするため、かかる非公式の養護を所轄当局に届け出るよう養護者に働きかけるべきである。可能であり適切な場合には各国は、非公式の養護がこれまでのところ児童の最善の利益に沿っていることが明らかになっており、かつ予見可能な将来にわたり継続するであろうと見込まれる場合に限り、適切な期間の経過後、かかる非公式の養護を公式のものとするを養護者に勧め、かつそれを可能にすべきである。

VI. 最適な養護の形態の決定

57. 児童の最善の利益に沿った代替的養護に関する意思決定は、法的な予防措置（必要に応じて、訴訟において児童を代理する法定代理人を含む）を設けた上で、司法手続、行政

手続又はその他の適切な公認の手続を通して行うべきである。かかる意思決定は厳密な評価、計画及びチェックに基づき、確立された組織及び体制を通じて、可能であれば

常に、多くの専門分野にわたるチームの適切な資格を有する専門家がケースバイケースで行うべきである。意思決定のあらゆる段階で、児童の能力の成長度合に応じて児童

と、また児童の親又は法定後見人と、十分に話し合うべきである。そのためには、関係

者全員がその意見の根拠となる必要な情報を与えられるべきである。各国は、本指針の

遵守を推進するため、最適な養護形態を判断する責任を負う専門家の訓練及び認定のため、十分な資源及び経路を提供すべくあらゆる努力を行うべきである。

58. 評価は迅速に、徹底して、慎重に実施すべきである。児童の当面の安全及び福祉、並びにより長期的な観点に立った児童の養護及び発達を考慮に入れるべきであり、児童の個人的な特性及び発育面の特性、民族的・文化的・言語的・宗教的な背景、家族環境及

び社会環境、病歴及び特別なニーズを網羅したものであるべきである。

59. 評価の結果作成された初期レポート及びレビューレポートは、とりわけ不当な中断及び矛盾した決定を防ぐため、所轄当局がそれらを受領した時点以降、計画決定のための不可欠なツールとして利用するべきである。

60. 養護環境の頻繁な変更は児童の発育及び愛着を形成する能力に悪影響を及ぼすため、避けるべきである。短期間の委託は、適切な永続的解決策を準備することを目的とすべき

である。児童を核家族若しくは拡大家族に復帰させることにより、又はそれが不可能

な

場合には、児童を安定した代替的家族環境若しくは（上記第 21 項が適用される場合）安定した適切な居住養護下に置くことにより、児童にとっての永続性を不当な遅滞なく確保すべきである。

61. 養護提供及び永続性のための立案は、検討対象となった各選択肢の当面の、及び長期的な利点及び欠点を考慮に入れた上で、できる限り早い時期から、願わくば児童の養護が開始する前に実施すべきであり、短期計画及び長期計画から構成されるべきである。
62. 養護提供及び永続性のための立案は、分離を防止するために、とりわけ児童の家族に対する愛着の性格及び質、家族が児童の福祉及び調和のとれた発育を守り得る能力、家族の一員になることへの児童のニーズ又は願望、児童が元の地域及び国にとどまることが望ましいか否か、児童の文化的・言語的・宗教的な背景、並びに児童の兄弟姉妹との関係に基づいたものであるべきである。
63. 計画は、とりわけ委託の目標及びかかる目標を達成するための措置を明確に示すべきである。
64. 児童及びその親又は法定後見人は、利用可能な代替的養護の選択肢、各選択肢の持つ意味、及びこの問題における自分たちの権利義務について十分情報を与えられるべきである。
65. 児童のための保護措置の策定、実施及び評価は、児童の親又は法定後見人並びに養父母、養護を担い得る里親及び養育者たちが可能な限り参加した上で、児童の特定のニーズ、信条及び特別な希望を可能な限り尊重して、実施するべきである。児童、親又は法定後見人の要求ある場合、所轄当局の判断により、児童の人生におけるその他の重要人物の意見を意思決定プロセスに反映させることもできる。
66. 各国は、正しく構成された裁判所、裁定機関、行政団体又はその他の所轄団体により代替的養護に委託された児童及びその親又は保護者の責任を持つその他の者が、委託の決定に関して裁判の前に意見を表明する機会を与えられ、かかる表明を行う権利について通知を受け、かかる表明を行う際に支援を受けられることを保障すべきである。
67. 各国は一時的な養護下に置かれた児童につき、その個人的な発育及びニーズの変化、家族環境の発展、並びにかかる状況における現在の委託の適切性及び必要性を特に考慮した上で、児童の養護及び処遇の適切性を定期的に（願わくば少なくとも 3 カ月毎に）徹底して審査することにより、かかる児童の権利を保障すべきである。審査は正式な資格を有し認可を受けた者が行うべきであり、児童及びその児童の人生に関わる全ての者を

十分に関与させるべきである。

68. 児童は、立案及び審査のプロセスから生じるあらゆる養護環境の変更に備えておくべきである。

VII. 代替的養護の提供

A. 政策

69. 国及び適切なレベルの政府は、親の養護を欠く全ての児童の公式・非公式の養護に関して、よく調整のとれた政策の策定及び実施を保障する責任を負う。かかる政策は信頼できる情報及び統計データに基づくべきである。また、かかる政策は児童の保護、養護及び発育における児童の親又は主たる養護者の役割に配慮した上で、児童に対する責任を誰が持つのかを判断するプロセスを定めるべきである。別段の指定のない限り、かかる責任は児童の親又は主たる養護者に存すると推定される。
70. 市民社会と協力して、親の養護下でない児童の照会及びかかる児童への支援に携わる全ての国の団体は、かかる児童の効果的な養護、アフターケア及び保護を保障するため、国家機関と個人との情報共有及びネットワーク構築に有利に働く政策及び手続を採用すべきである。代替的養護の監督を担当する機関の所在地及び/又は設計は、当該機関の提供するサービスを必要とする人々が最大限利用しやすいように決定するべきである。
71. 施設養護であるか家庭を基本とする養護であるかを問わず、代替的養護の提供の質に対しては、特に養護者の専門的スキル、選抜、訓練及び監督について特別な注意を払うべきである。児童の親又は法定後見人の役割及び機能に対する関係で、かかる養護者の役割及び機能を明確に定義し、明記しておくべきである。
72. 各国において、所轄当局は本指針に沿って、代替的養護を受けている児童の権利を定めた文書を作成すべきである。代替的養護を受けている児童は、養護環境の規則、規制及び目的並びに養護環境における自分たちの権利義務を十分に理解できるようにされるべきである。
73. すべての代替的養護の提供は、養護提供者のサービス提供にあたっての狙い及び目的、並びに養護提供者の児童に対する責任の性格を明記した、児童の権利に関する条約、本指針及び準拠法の定める基準を反映した文書に基づいて行われるべきである。全ての

養護提供者は、代替的養護サービス提供の法的要件に従い、適切に資格を得、又は承認

を受けているべきである。

74. 児童を代替的養護環境へ差し向け、又は受け入れるための標準的プロセスを保障するため、規制の枠組を設けるべきである。

75. 代替的養護の提供に関する文化的・宗教的な慣行は、性別という点に関するものを含めて、児童の権利と最善の利益に矛盾しないことが証明できる範囲内で、尊重・推進され

るべきである。これらの慣行を促進すべきか否かを検討する手続は、関係のある文化的・宗教的指導者はもちろん、専門家、親の養護を欠く児童を養育している者、親及び

その他の利害関係者、児童自身など、幅広い参加を得る形で行うべきである。

1. 非公式の養護

76. 個人又は家族によって提供される非公式の養護において適切な養護条件を確保できるよう、各国はこの種の養護の果たす役割を認識した上で、特別な支援や監督を要する可

能性のある特定の環境とはどのようなものかという評価に基づいて、かかる養護が最適に提供されるよう支援するため十分な措置を取るべきである。

77. 所轄当局は必要に応じて、非公式の養護者に養護の実施を届け出るよう働きかけ、かかる養護者が児童の養育及び保護の義務を果たすのに役立ち得る全ての利用可能なサービス及び便益を受けられるよう確保に努めるべきである。

78. 国は非公式の養護者の児童に対する事実上の責任を認めるべきである。

79. 各国は非公式の養護を受けている児童を虐待、ネグレクト、児童就労及びその他あらゆる形式の搾取から保護することを目的とした特別かつ適切な措置を考案すべきであり、特に親戚以外の者、それまで当該児童と顔見知りではなかった親戚、又は当該児童の通

常の居住地から離れた土地に住んでいる親戚による非公式の養護については、特に注意を払うべきである。

2. あらゆる形態の公式の代替的養護策に当てはまる一般的な条件

80. 児童を代替的養護下に移すにあたっては、細心の注意を払い、児童にとって親しみやすい方法で行うべきであり、特に特殊な訓練を受けた、原則として制服を着用していない

職員が関与すべきである。

81. 児童を代替的養護下に置く際には、児童の保護及び最善の利益に従って、家族との連絡のみならず、友人、隣人及び以前の養護者など児童に近い存在のその他の者との連絡

を

奨励し促すべきである。児童が家族と連絡をとれない場合には、家族の者たちの状況に

ついて情報を得られるようにするべきである。

82. 各国は、親の収監又は長期入院を理由に代替的養護下に置かれた児童が、親と連絡をとり続ける機会を持ち、その点について必要なカウンセリング及び支援を受けられるよう、特に注意を払って保障すべきである。

83. 養護者は、児童たちが地域の食習慣、該当する栄養基準量、及び児童の宗教的信条に従って十分な量の健康的で滋養に富んだ食事をとれるよう保障すべきである。必要な場合、適切な栄養補強も提供すべきである。

84. 養護者は、自分が責任を負う児童たちの健康を促進すると共に、必要に応じて医療、カウンセリング及び支援が確実に利用できるように手配すべきである。

85. 児童はその権利に従い、地元の教育施設で可能な範囲で、正規の教育、非正規の教育及び職業教育を受けられるべきである。

86. 養護者は、あらゆる児童（障害を持つ児童、HIV/AIDSを抱えており、若しくはこれに患っている児童、又はその他の特別なニーズを持つ児童を含む）の持つ、遊び及び娯

楽

活動を通じて発達する権利が尊重されること、並びにかかる活動の機会が養護環境の内外で作られることを確保すべきである。地元の児童及びその他の者との接触を奨励・促進すべきである。

87. 乳児及び幼児（特別なニーズを持つ者を含む）の個別の安全面、健康面、栄養面、発達面及びその他のニーズはあらゆる養護環境において満たされるべきであり、特定の養護者への愛着心を継続して持ち続けられることはその中に含まれる。

88. 児童は、自分の信仰する宗教の正規の代表者の訪問を受けることを含めて、自分の信仰生活及び精神生活のニーズを満たすこと、及び礼拝、宗教教育又はカウンセリングに

参

加するか否かを自由に決定することを認められるべきである。児童自身の宗教的背景は尊重されるべきであり、養護下にある間に信仰又は信条を変えるよう促され又は説得されることがあってはならない。

89. 児童に対して責任を有する全ての大人は、男女の違い、交流、及び適切かつ安全で近づきやすい個人の私物の収納場所を尊重した衛生上のニーズのための適切な施設を含め、プライバシーの権利を尊重及び推進すべきである。

90. 養護者は、児童との間に前向きで安全な養護関係を構築する上での自らの役割の重要性を理解し、かかる養護関係を構築する能力を持つべきである。

91. あらゆる代替的養護環境における居住設備は保健及び安全上の要求事項を満たすべきである。

92. 各国はその所轄当局を通じて、代替的養護を受ける児童に提供される居住設備、及び代替的養護における児童に対する監督によって、児童が効果的に虐待から保護されるよう確保しなければならない。児童の居住場所を決定するにあたり、各々の児童の年齢、成熟度及び傷つきやすさ程度に特に注意を払う必要がある。養護下にある児童を保護することを目指す措置は法に適合しているべきであり、地元の同じぐらいの年齢の児童と比べて、自由及び行動に対する不当な制約を伴うものであるべきではない。
93. あらゆる代替的養護環境は、誘拐、不法取引、人身売買及びその他あらゆる形態の搾取からの十分な保護を提供すべきである。かかる保護に伴う児童の自由及び行動に対する制約は、効果的な保護を保障するため厳密に必要な程度を超えるべきでない。
94. 全ての養護者は容認し得る危険及び児童の年齢を考慮し、児童の能力の発達具合に応じて、児童及び幼児が十分な情報を得た上で選択する能力を身につけ、行使するのを促し奨励すべきである。
95. 国、機関及び施設、学校並びにその他の地域サービスは、代替的養護下に置かれている児童がその養護期間中も期間後も不当な扱いを受けることがないように適切な措置を講じるべきである。これには、児童たちが代替的養護環境にあることを、可能な限り識別できないようにする努力が含まれるべきである。
96. 拷問、非人間的扱い又は人の尊厳を貶める扱いを構成する全ての懲戒処分及び行動管理（閉鎖空間への監禁、独房監禁又は児童の身体若しくは精神の健康を損なう可能性のあるその他の形態の身体的・心理的暴力を含む）は国際人権法に従って堅く禁じられなければならない。各国はかかる慣行を防止するためあらゆる必要な措置を取り、かかる措置が法律による処罰の対象となるようにしなければならない。児童の家族又は児童にとって特別に重要なその他の人との接触を制限することを決して制裁手段として利用すべきでない。
97. 児童又はその他の者の身体又は精神の完全性を守るため厳密に必要なとされる場合に、法に従い合理的かつ適切な方法で、児童の基本的権利を尊重した上で行うのでない限り、いかなる性質の力及び拘束の行使も認めるべきではない。様々な薬物の投与による制約は治療上必要な場合にのみ行うべきであり、専門家による評価及び処方を経ずして用いるべきではない。
98. 養護を受けている児童は、絶対の信頼をもって秘密を打ち明けることのできる者に、自由に会う機会が与えられるべきである。児童の同意を得て所轄当局がこの者を指名するべきである。また、特定の状況で、指名された者が法的基準や倫理規範にしたがって

守秘義務を破る可能性があることを児童に知らせるべきである。

99. 養護を受けている児童は、自分の処遇や養護の状況に関して苦情や懸念を訴えることができる、既知の効果的かつ公平な制度を自由に利用できるべきである。かかる制度には、最初の相談、フィードバック、実施、さらなる相談が含まれるべきである。過去に養護を受けた経験のある青年をこのプロセスに関与させ、その意見を十分に尊重すべきである。このプロセスは、児童及び青年と活動するための訓練を受けた有能な者が実施すべきである。
100. 児童の自己認識感覚を養うために、適切な情報、写真、私物、記念の品で構成される自分の歴史に関する本を児童と一緒に作り、生涯にわたって児童が利用できるようにすべきである。

B. 児童に対する法的責任

101. 児童の親が不在であるか又は児童の最善の利益に沿って日々の決定を行い得ない場合であって、児童の代替的養護への委託が所轄の行政団体又は司法当局により命令又は認可された場合、指名を受けた個人又は法的能力を有する団体が親に代わり、児童と十分に相談した上で、児童の最善の利益に沿った日々の決定を行う法的権利と責任を付与されるべきである。各国は、かかる個人又は団体を指名する制度が確実に設けられるようにすべきである。
102. かかる法的責任は所轄当局が付与するべきであり、所轄当局が直接、又は非政府組織などの正式に任命した機関を通じて監督すべきである。該当する個人又は団体の行為に対する説明責任は、その個人又は団体を指名した機関に存するべきである。
103. かかる法的責任を行使する者は、児童の問題に関する知識、児童と直接関わり活動する能力、児童の特別なニーズや文化的なニーズなど、委ねられる児童のあらゆるニーズを理解する、信頼できる者であるべきである。その者は、かかる点において、適切な訓練と専門家の支援を受けるべきである。その者は、当該児童の最善の利益に沿い、各々の児童の福祉を守る自主的かつ公平な判断を下す立場にあるべきである。
104. 指名された人又は団体が果たすべき役割及び個別の責任には、以下が含まれる。
 - (a) 児童が適切な養護、居住施設、医療の提供、発育の機会、心理社会的支援、教育、言語支援を受けられるようにすること。
 - (b) 児童が必要に応じて法的代理人やその他の代理人を利用できるようにすること。
児童と相談し、意思決定機関が児童の意見を考慮できるようにすること。児童に助言し、児童の権利について常に説明すること。
 - (c) 児童の最善の利益を考えて、安定的な解決策を見つけ出すのに貢献すること。
 - (d) 児童と、児童にサービスを提供する可能性のあるさまざまな団体との仲立ちをすること。
 - (e) 児童の家族探しを支援すること。

(f) 本国送還や家族との再統合が行われる場合は、それらが児童の最善の利益を優先して行われるよう確保すること。

(g) 必要に応じて、児童が家族と連絡を保つのを支援すること。

1. 公式の養護を担当する機関及び施設

105. 法律で、全ての機関・施設が社会福祉事業やその他の管轄権を有する当局に登録し、当該当局による運営許可を受けなければならないこと、また、かかる法を遵守しないと法による処罰を受けることを定めるべきである。所轄当局は、許可を与え、標準的な基準に基づいて定期的に審査を行うべきである。かかる基準は少なくとも、当該機関又は施設の目的、機能、職員の採用と資格、養護の条件、財源、経営を網羅したものとす。
106. 全ての機関・施設は、その目的を確実に果たせるようにするため、その目的、方針、方法、並びに資格を有する適切な養護提供者の採用・監視・監督・評価に適用される基準などに関する、明文化された方針と実施規定を本指針に沿って整備すべきである。
107. 全ての機関・施設は、特に専門家と養護提供者の役割を定義し、チームの構成員に関する不正行為の疑惑に関する報告手順を明記した職員行動規範を、本指針に沿って策定すべきである。
108. 経済的養護提供の形式は、機関又は施設の組織又は提供する養護環境に児童を不必要に委託し、又は長期に滞在させることを促すものであるべきではない。
109. 代替的養護サービスの実施について、養護下にある全ての児童、採用された職員、及び金銭取引に関する詳細なファイルを含む、最新の包括的な記録を保持すべきである。
110. 養護下にある児童に関する記録は、完全かつ最新のもので、機密として扱われ、安全に保護されているべきであり、児童の養護開始と終了に関する情報、児童の養護形態、養護措置の内容と詳細のほか、適切な本人確認書類及びその他の個人情報が含まれるべきである。児童の家族に関する情報は、児童のファイルだけでなく、定期的評価に基づく報告書にも含まれるべきである。この記録は、代替的養護の全期間を通して児童を追跡したものであり、児童の現在の養護の責任を負う、正式な認可を受けた専門家のみが閲覧できるべきである。
111. 上記の記録は、児童のプライバシーの権利及び秘密を守られる権利の範囲内で適宜、児童だけでなく、親や後見人も利用できる。記録の閲覧の前、途中及び後には、適切なカウンセリングが提供されるべきである。
112. あらゆる代替的養護サービスは、児童に関する情報の機密保持に関する明確な方針を定めるべきであり、全ての養護者がこの方針を認識し遵守するものとする。
113. 望ましい実践として、全ての機関及び施設は、養護者及び児童と直接接触するその他の職員の採用に先立ち、それらの者が児童を相手に働くための適性に関する適切かつ包括的な評価を必ず受けるよう、組織的に確保すべきである。

114. 機関及び施設に採用される養護者の労働条件（報酬を含む）は、意欲、仕事に対する満足感及び継続性を最大にし、それにより当該養護者に、自らの役割を最も適切かつ効果的な方法で実現しようという心構えを抱かせるものであるべきである。
115. 親の養護下でない児童の権利、及び児童の特有の傷つきやすさ、特に緊急委託又は通常の居住地以外の地域への委託など、困難な状態に置かれた児童の弱さに関する訓練を、全ての養護者に実施すべきである。文化、社会、性別及び宗教に対する感受性も確実に高めておくべきである。各国は本指針の実施を支援するため、これらの専門家が評価・表彰を受けるための十分な資源及び経路を提供すべきである。
116. 機関及び施設が採用した全ての養護職員に、紛争解決テクニック、並びに危害行為又は自傷行為を防止するための手段を含む、困難な言動に適切に対処するための訓練を提供すべきである。
117. 機関及び施設は必要に応じて、養護者が特別なニーズのある児童、特に HIV/AIDS 又はその他の慢性の身体疾患若しくは精神疾患を抱えた児童、及び身体障害又は精神障害のある児童に対応できる体制を確保すべきである。

2. 里親による養護

118. 所轄の当局又は機関は、児童のニーズを評価した上、評価したニーズを里親候補の能力及び資源とマッチさせるシステムを構築し、関係者全員が児童の委託に対応できるシステムを案出し、関係職員をそのように訓練すべきである。
119. 児童の家族、地域団体、文化的集団とのつながりを維持しつつ児童に養護と保護を提供できる公認の里親を各地に確保すべきである。
120. 里親向けの特別な準備、支援及びカウンセリングサービスを策定し、児童の養護期間中及び養護の前後に、養護者が定期的に利用できるようにすべきである。
121. 養護者は、里親組織及び親の養護下でない児童を支援するその他の制度の中で、自らの意見が聴かれ、方針に影響を及ぼす機会を持つべきである。
122. 重要な相互支援を提供し、実践と政策展開に貢献することができる、里親の団体の設立を奨励すべきである。

C. 施設養護

123. 施設養護を提供する施設は、児童の権利とニーズが考慮された小規模で、可能な限り家庭や少人数グループに近い環境にあるべきである。当該施設の目標は通常、一時的な養護を提供すること、及び児童の家庭への復帰に積極的に貢献することであり、これが不可能な場合は、必要に応じて例えば養子縁組又はイスラム法のカファーラなどを通じて、代替的な家族環境における安定した養護を確保することであるべきである。
124. 必要かつ適切な場合、単に保護と代替的養護を必要とするだけの児童を、刑事司法制度の対象となる児童とは別個に収容するための措置を取るべきである。

125. 国又は地方の所轄当局は、かかる施設へは適切な入所のみが認められるよう、厳格な選抜方法を設けるべきである。
126. 各国は施設養護において、児童一人一人に応じた養護が実施できるよう、また必要に応じて児童が特定の養護者に愛着を抱く機会を持てるよう、十分な人数の養護者が配置されることを保障するべきである。養護者はまた、養護環境の狙い及び目的を効果的に実施し児童の保護を確保できるような方法で、養護環境へ配置されるべきである。
127. 法、政策及び規則は、機関、施設又は個人が児童に対し、施設養護への委託の募集及び勧誘を行うことを禁止すべきである。

D. 検査及び監視

128. 養護提供に携わる機関、施設及び専門家は特定の公的当局に対し説明責任を負うべきであり、かかる当局はとりわけ、職員及び児童との話し合い並びにこれらの者の観察を伴う、定期訪問及び抜き打ちの訪問の両方で構成される頻繁な検査を確実に実施すべきである。
129. 可能かつ適切な範囲内で、検査機能には養護提供者向けの訓練及び能力構築の要素を含めるべきである。
130. 各国は、人権の促進及び保護に関与する国家機関の地位に関する原則（パリ原則）8に

正当に配慮した上で、独立した監視機構を設けることを奨励されるべきである。かかる監視機構は児童、親及び親の養護に欠ける児童に対する責任を負う者が容易に利用できるようになっているべきである。監視機構の機能には以下を含むべきである。

- (a) あらゆる形態の代替的養護を受けている児童との、プライバシーを条件とした話し合い。児童の住む養護環境を訪れ、苦情を受けた場合、又は自らの発案において、かかる環境における児童の権利侵害の疑いを調査すること。
- (b) 親の養護を奪われた児童の処遇を改善することを目指して、適切な当局に政策提言を行い、かかる処遇が児童の保護、健康、発達及び養護に関する調査結果の優位性に沿ったものとなるよう確保すること。
- (c) 法案に関する提案及び観察結果を提出すること。
- (d) 児童の権利条約に基づく報告プロセスに独立の立場から貢献すること（児童の権利委員会に対する、本指針の実施に関する定期的な加盟国報告への貢献を含む）。

E. アフターケアに対する支援

131. 機関及び施設は、児童に関する業務のうち計画通りに終了したもの及び計画によらずして終了したものに関して、適切なアフターケア及び/又はフォローアップを確実にを行うため、明確な方針を持ち、合意された手順を実施すべきである。養護の全期間を通じて、機関及び施設は組織的に、とりわけ社会的スキル及びライフスキルの獲得によ

って児童に自立心をつけさせ、地域社会への完全な統合へ向けての準備をさせるべきであるが、社会的スキル及びライフスキルは地域社会の生活への参加によって養われるものである。

132. 養護からアフターケアへの移行のプロセスは、児童の性別、年齢、成熟度及び個別の状況を考慮に入れ、とりわけ搾取を防止するためカウンセリング及び支援を含めるべきである。養護の終了を迎える児童は、養護後の生活の計画に参加するよう奨励されるべきである。障害などの特別なニーズを持つ児童は、とりわけ不必要な施設収容を回避できるよう、適切な支援システムの恩恵を受けるべきである。公共部門に対しても民間部門に対しても、インセンティブの供与を含む手段により、様々な養護サービスを受けていた児童（特に、特別なニーズを持つ児童）を雇用するよう奨励すべきである。
133. 可能な場合は必ず、養護の終了を迎える各々の児童に、その独立を支援する専門家を割り当てるよう特別に努力すべきである。
134. アフターケアは養護実施のできるだけ早い段階から準備すべきであり、いずれの場合も、児童が養護環境を去るより先に準備すべきである。
135. 養護の終了を迎える青年が経済的に自立し自ら収入を創出できるよう支援するため、かかる青年に対するライフスキル教育の一環として、継続的な教育及び職業トレーニングの機会が与えられるべきである。
136. 養護を離れる青年は、アフターケアの期間中も、社会的、法律及び保健サービス並びに適切な経済的支援が受けられるべきである。

VIII. 児童の通常居住する国以外での養護提供

A. 児童の海外への養護委託

137. 本指針は、病気の治療、一時的な受け入れ、レスパイトケア、又はその他のいかなる理由のためであれ、児童に養護を受けさせるため通常居住する国以外の国へ児童を送り出す取り決めに関与している全ての公共団体、民間団体及び個人に適用されるべきである。
138. 関係各国は、指名された団体に、とりわけ受入国における養護者選任基準、養護及びフォローアップの質、並びにかかる制度の運用の監督・監視の基準に関して満たすべき具体的な基準を定める責任を負わせるよう保障すべきである。
139. かかる状況における適切な国際協力及び児童の保護を確保するため、各国は1996年10月19日「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関するハーグ条約」9を批准又はこれに加盟することを奨励される。

B. すでに海外にいる児童への養護提供

140. 本指針及びその他の関連国際規定は、理由の如何を問わず通常の居住国以外の国にい

る間に養護を必要とする児童についての取り決めに関与する全ての公共団体、民間団体及び個人に適用されるべきである。

141. すでに海外におり、付き添いのない又は分離された状態になった児童は原則として、その国の国民である児童と同程度の保護及び養護を受けられるべきである。
142. 適切な養護の提供を判断するにあたって、付き添いのない又は分離された児童の多様性及び格差（民族的背景、移住経歴又は文化的・宗教的多様性など）をケースバイケースで考慮すべきである。
143. 正規の手段によらずして入国した児童を含む、付き添いのない又は分離された児童は原則として、入国及び滞在に関する法に違反したという理由だけで自由を奪われるべきではない。
144. 不正取引の犠牲となった児童は警察に拘留されるべきではなく、また強制されて非合法的な活動に関与したことに対して処罰を受けるべきではない。
145. 付き添いのない児童を確認次第、各国は後見人、又は必要な場合には児童の養護及び福祉に責任を持つ組織による代理人を任命し、かかる児童が地位の認定及び意思決定のプロセスを経由するのに同行させるよう強く奨励される。
146. 付き添いのない又は分離された児童を養護下に置き次第、その児童の家族を追跡して家族の絆を回復するため、あらゆる合理的な努力を行うべきである。ただし、かかる行為が児童の最善の利益に沿っており、関係者を危険にさらさない場合に限る。
147. 付き添いのない又は分離された児童の権利を最もよく保護できる方法で、かかる児童の将来の計画を支援するため、関係各国及び社会的サービス当局は、児童の通常の居住国における児童の危険並びに社会的状態及び家族状態を評価するための文書及び情報を収集すべくあらゆる合理的な努力を行うべきである。
148. 付き添いのない又は分離された児童は、以下の場合、その通常の居住国に送還してはならない。
 - (a) リスク評価及び安全保障評価の結果、児童の安全及び安全保障が危険にさらされていると考える理由がある場合。
 - (b) 送還前に、適切な養護者（親、その他の親類、その他の大人の養護者、児童の出身国の政府機関又は当局機関又は施設など）が児童に対して責任を持ち、児童に適切な養護及び保護を提供することに同意しており、かつ、かかる能力を有する場合以外の場合。
 - (c) その他の理由により、所轄当局の評価の結果、送還が児童の最善の利益に沿っていないと判断される場合。
149. 上記の狙いを念頭に置いて、各国、地域、地方当局及び市民社会の協力を推進、強化及び拡大すべきである。
150. 児童の出身国の領事、又は領事の関与が得られない場合は法定代理人による効果的な関与が予定されるべきである。ただしかかる関与が児童の最善の利益に沿っており、

関係者を危険にさらさない場合に限る。

151. 付き添いのない又は分離された児童の福祉に責任を持つ者は、児童とその家族とが定期的に連絡できるように支援すべきである。ただしかかる行為が児童の希望に反し、又は児童の最善の利益に明らかに沿わない場合はこの限りではない。
152. 養子縁組又はイスラム法のカフアーラを目的とした委託は、付き添いのない又は分離された児童にとっての適切な最初の選択肢とみなすべきではない。各国はかかる選択肢を、児童の家族、拡大家族又は通常の養護者の所在地を確定する努力が失敗に終わった後初めて検討するよう奨励される。

IX. 緊急事態における養護

A. 指針の適用

153. 本指針は、国際的及び非国際的武力紛争並びに外国の占領を含む、天災及び人災から生じた緊急事態に適用されるべきである。緊急事態に親の養護下でない児童のため働くことを希望する個人及び組織は、本指針に従って活動することを強く奨励される。
154. かかる状況において、国又は問題の地域における事実上の権力、国際社会、並びに児童本位のサービスを提供し又は提供しようとしている全ての地方、国、外国及び国際機関は以下の事柄に特別に注意を払うべきである。
 - (a) 付き添いのない又は分離された児童への対応に関与する全ての団体及び人が必ず、かかる対応を適切に行うための十分な経験を有し、訓練を受け、資源及び装備を備えていることを保障すること。
 - (b) 必要に応じて一時的及び長期的な家庭を基本とした養護を開発すること。
 - (c) 家庭を基本とした養護が開発されるまでの臨時措置としてのみ施設養護を利用すること。
 - (d) 永続的又は長期的に大人数の児童たちを同時に養護するための居住施設の新設を禁止すること。
 - (e) 下記第 160 項で述べる状況下を除き、国境を超えた児童の移住を防止すること。
 - (f) 家族の追跡及び家族への復帰に関する活動に対する協力を義務化すること。

分離の防止

155. 組織及び当局は、児童のその親又は主な養護者からの分離を防止するためあらゆる努力を行うべきであり（かかる分離が児童の最善の利益の観点から要求される場合を除く）、家族に対してではなく児童にサービス及び便益を提供することにより、自らの行為が家族の分離を悪い方向へ促進することのないよう確保すべきである。
156. 児童又はその他の主たる養護者により開始される分離は、以下の手段により防止すべきである。

- (a) 全ての世帯が基本的な食糧及び医療の供給並びに教育を含むその他のサービスを受けられるよう確保すること。
- (b) 施設養護の選択肢の開発を制限し、施設養護の利用はそれが絶対必要な場合に限定すること。

B. 養護の取り決め

- 157. 地域社会はその地域において児童が直面する養護及び保護の問題を監視しこれに対応するため積極的な役割を果たすよう支援されるべきである。
- 158. 児童自身の地域社会における養護（養育を含む）は、社会性及び発達継続性をもたらすので、奨励されるべきである。
- 159. 付き添いのない又は分離された児童は虐待及び搾取の対象とされる危険が高まるため、かかる児童の保護を確保するため監視及び養護者に対する個別の支援が予定されるべきである。
- 160. 緊急事態に置かれた児童は、健康上、医学上又は安全上の理由から一時的にやむを得ない場合を除き、通常の居住地以外の国へ、代替的養護のため移動させられてはならない。かかる場合、移動先はできる限り児童の居住国に近いものであるべきであり、児童には親又は児童の知っている養護者が付き添うべきであり、明確な帰国計画を確立すべきである。
- 161. 家庭への復帰が、適切な期間内に行い得ないと判明し、又は児童の最善の利益に反するとみなされる場合、養子縁組又はイスラム法のカフアーラなどの安定した最終的な解決策を想定すべきである。これも不可能な場合、里親による養護又は適切な施設養護（グループホーム及びその他の監督付きの居住を含む）などのその他の長期的な選択肢を検討すべきである。

C. 追跡及び家庭への復帰

- 162. 付き添いのない又は分離された児童を確認し、登録し、文書に記録することはいかなる非常事態においても最優先事項であり、できる限り速く実施すべきである。
- 163. 登録業務は、国当局、又は登録業務に対する責任及び登録業務の経験を有する、明示的な委任を受けた団体の直接の監督下で実施すべきである。
- 164. 収集した情報が機密性を有することを尊重し、情報の安全な転送及び保管のためのシステムを置くべきである。情報は、追跡、家庭への復帰及び養護の目的に限り、正式な委任を受けた機関の間で共有されるべきである。
- 165. 家族又は主たる法律上若しくは慣習上の養護者の追跡に携わる全ての者はできる限り、標準化された書式及び相互に互換性のある手順を用いて、組織的なシステムの中で活動すべきである。これらの者は、自らの行為によって児童及びその他の関係者が危険にさらされることのないよう保障すべきである。

166. 児童とその家族との関係の有効性及び再び一つになりたいという児童とその家族の希望の確認は、各々の児童につき検証しなければならない。あらゆる追跡の努力が失敗に終わるまで、養子縁組、氏名の変更又は考え得る家族の所在地から遠く離れた土地への移動を含めて、最終的な家族への復帰を妨げるような行為を行うべきではない。
167. 将来の家庭への復帰が容易になるよう、児童の委託に関する適切な記録を作成し、安全かつ確実な方法で保管すべきである。

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」

2014年7月 IFSW・IASSW 採択

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

(後略)